

# 平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成18年3月10日(金曜日)

---

## 議事日程 第2号

平成18年3月10日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員 (43人)

1番	島崎栄一君	2番	鈴木俊夫君
3番	高橋市郎君	4番	牧繪敏彦君
5番	久保秀雄君	6番	林喜一君
7番	小野章一君	8番	中村正君
9番	安達澄君	10番	鈴木幸久君
11番	河合幸雄君	13番	森下直君
14番	中里英夫君	15番	松井田均三郎君
16番	原澤好治君	17番	根津公安君
18番	速水一浩君	19番	馬場春夫君
20番	山岸勝君	21番	本多秀律君
22番	今井肇君	23番	傳田創司君
24番	石田武男君	25番	松井秀明君
27番	西田美江君	28番	小野登美司君
29番	富澤豊君	30番	林多加志君
31番	林由紀男君	32番	竹内慎吉君
33番	持谷順一郎君	34番	木村光一君
35番	生方昭一君	36番	高橋忠夫君
37番	神保啓光君	38番	戸田宣男君
39番	倉澤長男君	40番	小崎洋一郎君
41番	高橋光夫君	42番	大坪進君
43番	眞庭幸男君	45番	阿部源三君
46番	増田宗利君		

欠席議員 26番 番場正吉君

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	内田保
書記	澤浦厚子	書記	深代和恵

## 説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	総務課長	櫛渕哲夫君
水上支所長	阿部正一君	新治支所長	石坂一美君
財政課長	木村一夫君	地域振興課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	原澤和己君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
商工観光課長	阿部一司君	建設課長	鈴木初夫君
上下水道課長	青山実君	教育長	登坂義衛君
学校教育課長	小泉行夫君	生涯学習課長	宮下達男君
都市計画課長	若桑一雄君		

## 開 議

午前10時開議

議 長（増田宗利君） おはようございます。ただいまの出席議員は43名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により議事を進めます。

### 日程第1 一般質問

議 長（増田宗利君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8名の議員より通告がありましたので、順次、質問を許可いたします。

まず、1番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（1番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） スクールバスの無料化について質問します。

国や町を発展させるのは人です。何事も基本は人であり、教育への投資は、未来への投資です。町としてきちんと取り組みましょう。議会で研修に行った栃木県や福島県ではスクールバスは無料でした。住む場所によって子育てにお金のかかる地域とかからない地域があるのは不公平です。みなかみ町でも月夜野の中学生のスクールバスは無料になっています。

町として義務教育のスクールバスは、無料に統一するべきだと思います。スクールバスの保護者負担を無料化し子育てを支援して下さい。新治の条例では、小学生のスクールバスの基準は2kmです。師田や羽場・柳沼・堤は、基準である2kmを超えており早急にスクールバスを導入するべきです。安全のためにも必要だと思います。布施の上原・大塩は、基準の2kmに達しませんが地形の状況や地域の実情、要望を聞くと、この地域でもスクールバスの導入が必要だと思われれます。それらの地域では安全のために車で送迎している家庭もあり、各家庭には大変重い負担となっています。早急に対応をお願いします。

入須川の村営の路線バスが廃止される時、スクールバスに乗れるという話が出たようです。高齢化社会を迎え車を持たない世帯が増えていくことを考えると、せっかく走っているスクールバスを地域の循環バスとしても利用できるようにしていただければと思います。路線バスの走らない地域から、路線バスの走る国道に出るまでの足として、100円くらいの低額で乗れる循環バスが必要です。

議 長（増田宗利君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お答えいたします。

スクールバスの無料化の問題については、前にもお答えしておおり、私も原則的にはそのようにすべきであろうと考えております。しかし、3町村が合併をしました。そういう中で3地区とも、そのスクールバスをはじめとして、登下校の取り組み内容が違います。したがって、現在スクールバスといたしましても、暫定施行というようなことになっているわけでありまして、したがって、この問題もいつまでもこのままにしておくわ

けにはいかならないと思いますし、新しい町になったわけですから、統一的な取り組みをしなければならぬというふうに考えております。

そこで前々から教育委員会とも連携を取っておりますが、今年度は早期に仮称ではありますが、スクールバス対策検討委員会を立ち上げてもらって、そういう中でどのようなスクールバスの体制を取るのが一番ベストか、そういう方向をまず出してもらいたいと考えているところであります。

現状を見ますと、先程も申し上げましたように町村間の運行の内容が違いますので、事業内容など統一できない部分があります。さらにはまた、スクールバスの利用範囲や児童生徒数、車両台数、運転手などの整備をしながら、これに対する取り組みについて、詰めていく必要があろうと、肝要であろうと考えております。そういう中にありまして、今年度は月夜野地内におきましては中学生は無料になっておりますけれども、そういう中にありまして、月夜野地内の小川地区の中学生については、何とか利用できる方向が見い出せないか、検討を現在重ねているところであります。できる限り新年度からこの地区については対策が取れるようにしていきたいと考えているところであります。

スクールバスを町営化して、他の住民にも有料で利用できないかとの質問でありますけれども、この問題は陸運局の有償運送法の規制もあり、非常に混乗の許可は難しいと理解しております。また、全国には混乗の認可を受けているものは孤島や離島で交通不便地だけであると聞いております。

次に、旧新治地区の師田、羽場、柳沼、堤等々の児童生徒の利用についてですが管理条例では通学利用距離と地域が定められており、両方クリアする児童生徒の利用を原則としております。この関係についても、それぞれのご父兄等からご要望等も承っているわけでございます。今年度から、小学校統合建設に伴いまして、事業が着手されまして、21年度には完成の予定でありますけれども、校舎が完成するころには、何とかこの無料化が図れるような体制をとりたいと考えているわけでありまして、いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたように、教育委員会内にスクールバス対策検討委員会を立ち上げて、3地区が同じような内容でスクールバスの体制がとれるように努力をしていきたいと考えております。

議 長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） そうすると、3～4年後の小学校統合がなされるころには、無料化が図れるようにするというのでしょうか。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） そんなに先としては考えておりません。今年新年度早々にスクールバス対策検討委員会を立ち上げてもらいますので、今年度中にはスクールバス無料化についての方向付けをですね、まず、していきたいとこのように考えております。

議 長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） では、今年度中に無料化の方向ということで、してくれるということですのでよろしくをお願いします。

それからですね、高齢者の方が、スクールバスを利用できるようにということで、お願いしたのですが、許可が難しいと言うことでしたけれども、離島などの交通不便地で

はできるというふうに今聞きました。新治はですね、谷が広くてですね、国道17号に降りてくるまでに結構距離のある人たちがいます。お年寄り80になって、免許を手放して車に乗れないという中で、そういう人たちに3kmも4kmも歩いてですね、バスまで出てきてくれっていうのも、これも大変交通不便地ですので、離島とまでは言わないですけども、交通不便であることは確かですので、何とかせっかく走っているバス、そんな小学生や中学生が乗れないほどたくさんは乗らないですから、これもですね、できないっていうふうに考えないで、何とかしようという方向に進んでもらえればと思うのですけれどもどうでしょうか。

議 長(増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) ご要望として承っておきます。

議 長(増田宗利君) 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1 番(島崎栄一君) それでは、次に移ります。

交差点の安全確保について質問します。去年、広域農道が全線開通し、布施から入須川に行く道と広域農道との交差点ができました。その交差点では人身事故が既に4件発生しており、早急に安全対策が必要です。湯宿温泉から須川、入須川に向かう新しい県道が開通し、新しい交差点ができました。そこでも交通事故が発生しており、早急に安全対策が必要です。また、赤谷から相俣への県道が国道17号にぶつかる交差点では、県道側が下りのカーブになっており、冬季に凍結すると非常に危険です。この交差点に融雪装置があればより安全になると思います。県へ町からはたらきかけてもらえないでしょうか。

議 長(増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 広域農道・須川川大橋と町道布施～塩原線の交差点、さらには国道と県道との据付け箇所の問題についてのご質問にお答えいたします。

平成17年4月に須川川大橋が開通となり、これによりまして広域農道が全面通行可能となりました。

開通前から広域農道と幹線道路であります町道布施～須川線の交差点部分は危険性があることから、群馬県公安委員会と協議をして、平成15年7月には県と町両方で信号機の設置要望を行ってきました。しかし、警察では群馬県内で年間約500箇所の要望に対しまして、約30箇所の設置予算で、市街地の要望にも満足に対応できない状況であり、町道部分には設置の目途は立たないとの回答でありました。

そこで町内の業社で信号機を制作する会社、これは新治地区の工業団地内にある某会社がこの信号機を制作しているわけでございますけれども、この会社より寄付の申し出があるので、設置していただきたい旨お願いをいたしましたわけでございます。

しかしながら、警察の方からは、地方財政法28条の2に抵触するので無理であるとのことでありました。そのため、町において、農道側交差点の手前から「この先一時停止」の看板2本、交差点手前10mに1m幅の滑り止めを5本入れ、カーブミラー、交差点照明、さらには県では道路案内標識を設置し、安全対策をしているところであります。

今後も、事故防止には信号機の設置が一番望ましいと考えておりますので要望をさせていただきますと考えております。

県道須川バイパスにつきましても、平成17年7月に開通して、幹線道路であります町

道布施～須川線の交差点部分で危険性があることから、広域農道交差点と同様の措置を講じております。

新治交番の方々も事故に憂慮し、沼田署に信号機の要望を独自で行っており、また、事故防止のため一時停止の啓蒙で交差点に立っていただいていることもあるわけでございます。

今後も、行政、警察、町民が一体となり、事故を未然に防ぐことが肝要であると考えておりますので、ご協力をいただくと同時に信号機の設置に向けまして、県も財政状況等が厳しいことは承知をいたしますけれども、島崎議員言われますように、事故が発生しておりますので、ぜひ信号機の設置についてお願いをしていきたいと考えております。

次に、県道相俣～湯原線の交差点につきましては、地区より一時停止場所に勾配があり、冬期間凍結により危険で改良していかなければならないということは、前々から地区からも要望として出ております。そこで旧新治村におきましては、議会におきまして、産業建設常任委員会と沼田土木事務所との間に定期的行政懇談会をいたしてきているところであり、松井委員長、林副委員長を中心として、委員の皆様方には大変ご苦勞をいただいたわけでございますけれども、この関係につきましても、一つの懸案事項として、取り組んでいただいた経緯がございます。

そういう中で、この地域には、大洞沢が流れておりまして、大洞沢の砂防の改修に合わせて、この地区の対策を取っていこうという一つの方向が既に出されております。この関係につきましても砂防工事につきましても、現在用地交渉が進んでおりますし、早々遠くないうちに事業決定もされると伺っております。ぜひ、この大洞沢の砂防工事の改修に合わせて、この地域の路面等のすり抜け改良を併せて行い、そして、交差点部分の問題について解消をしていきたいと考えているわけでございます。その間の対策といたしましては、塩カル自動散布機「まきえもん」を設置しております。議会のご努力で改善の方向が既に示されておりますので、これが一日も早く着手して完成できるように行政側からといたしましても、沼田土木事務所いわゆる利根沼田県民局、県の土木部の方へもお願いをしていきたいと考えております。

議 長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） では、よろしく申し上げます。

次に、下水道の整備について質問します。新治の布施以降の下流半分、下半分は下水道が無く、生活排水が垂れ流されています。布施河原のように住宅が密集している地区では、敷地が狭くて合併浄化槽が設置できない家庭もたくさんあります。合併浄化槽が設置されても、水流がないために悪臭で困っている場所もあります。水源の町として、下水道を整備し、きれいな河川と快適な生活環境を整えて下さい。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お答えいたします。

新治地区の下水道は、昭和56年度より事業を開始して、事業費約67億円、面積143haで、現在123haの事業を終了しまして、2,023人、643軒の家庭で利用されておまして、新治地区の人口の27.5%の普及率となっております。

計画区域は、ほとんど工事が完了しております。湯宿処理場より下流は、下水道の具体的な計画は現在なく、下水道事業は膨大な費用がかかり、一般財源への負担増大、特に流

域下水道負担金、公債費の償還金等が顕著になっております。現段階の財政状況から判断いたしますと、島崎議員が言われる、その地区に対しての下水道の事業化というものは、困難であろうというふうに認識しております。したがって、現在、取り組む方法といたしましては、現在進めております補助制度のある合併浄化槽の設置促進をしていくことが財政上からも、最善の取り組みであろうというふうに考えております。

議 長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

- 1 番（島崎栄一君） 合併浄化槽をですね、普及することは良いことで、住宅密集地ではなくて、敷地が広い田舎の部分では良いと思うのですけれども、国道端ですね、国道沿いには、合併浄化槽は入れられない家庭も結構たくさんありますので、やらないというふうになれば、それはもうずーっと垂れ流されてしまうということですので、財政状況が厳しいということは、分かってますけれども、格差解消と、特例債の使用の基準として、格差解消というものがあります。で、そういう意味では、水上、月夜野下水道が大体整備されている、それから新治も上半分はされている、で、下半分がされてなくて臭いが出たり、生活排水で排水先がなくて困ったりとか、格差としてはあるのですね。今の他の地区のようなサービスを受けていないわけです、格差があります。さらに、今年度の予算でも5億円がですね、一般財源から5億円が下水道の方に予算に回されています。ですから、下水道が整備されている地区は、その恩恵にあずかってますけれども、その下水道整備を止まっちゃってる地区ではその恩恵にもあずかれないと、財政的にも不公平だということがあります。合併浄化槽だけでは解決できない地区が、家庭が確実にありますので、たぶん20億円くらいじゃないかって聞いたのですけれども、あきらめずにですね、特例債の使用等も検討しながら、やる方向で動いて欲しいのですけれどもどうでしょうか。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

- 町 長（鈴木和雄君） 合併浄化槽で現在対応していますけれども、それなりに私は効果を上げていると思います。この下水についてはですね、いわゆる国にあっては国土交通省、農水省、厚生省、それぞれ3つの省にまたがって下水道対策をやっているのはご存知かと思います。そして、その地域の事情によってですね、やはりそれぞれの事業を採択をして取り組んでいるというのが私は現実だと思います。したがって、合併浄化槽としてもですね、私もその流域に入っていますけれども、十分にその効果を上げておりますので、やはりこの合併浄化槽をさらに普及していくということは、私は大事なことなのではないかと思います。それと同時にですね、集落排水の問題、公共下水道の問題、合併浄化槽ということで種々検討してきた経緯はあります。そういう中でまず、対策が取れるものからですね、やはりそれを普及していくのが一番賢明であろうというふうに思います。今の財政状況の中にありまして、どうじぐるっても、（いじくっても？）下水道事業は取り入れられないでしょう。私はそのように認識しています。

議 長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

- 1 番（島崎栄一君） 町長が各省で地域の実情に合わせてって言ったのですけれども、合併浄化槽が設置できる地域、それはそれで良いのですよ、それはそれで進めれば良いのですけれども。私が言っているのは、国道沿いの住宅密集地では、合併浄化槽が入らない地域家庭がたくさんありますから、その地域を見捨てるわけにはいかないですから、下水道整備が

必要ではないかと言っているわけです。で、財政、財政と言いますけれども、統合小のですね、須川の、小学校の統合建設計画で15億円と、それに対して下水道は20億円ということで5億円下水道の方が多くはないかと思うのですけれども、小学校統合については、今須川小学校と猿ヶ京小学校が二つありますので、もし、新巻小が古くて改修が必要だと言うのであれば、スクールバスで須川と猿ヶ京に国道沿いは猿ヶ京、広域農道沿いは須川に行きまして、取りあえず3から2に統合して、将来的に10年後くらいにですね、1クラス30人前後になったら、須川小学校に統合するならば、無料でできるわけですよ。費用をかけずに統合できますので、その15億円が浮きます。ですから、そちらを浮かして、格差解消という理由で合併特例債を下水道整備に使うという方法もありますので、お金の使い途、財政が厳しいということですから、本当によくですね、考えて、あせらずに、無料でできるものは無料でして、お金をかけなければできない方に回す方が合理的ではないでしょうか。

議長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 今、島崎議員が学校問題についてお話がありましたが、じゃあそれに対して、今、島崎議員が言っているようなことをやるために、どういうふうに一般財源がかかって、どのように負担がかかるのか、そういうことを細かに示したらどうでしょうか。

昨日も大坪議員に言ったとおりですよ。

今、段階的に統合をするってということについて、段階的に統合する場合、耐震性の問題、体育館の問題、プールの問題点等々、みんなこれありますよね。当然それは、学校を残すのであれば、対策を取らなくてはならない、じゃあその時に当然一般財源がかかるわけですから、じゃこうのようにかかりますって、私どもはもうちゃんと出しているわけですよ。ちゃんと出しなさいよ、出さなきゃダメですよ。そういう中で議論をすべきであろうし、ぜひそういう観点から、分かりやすく町民の皆さん方に私はお示しをしてほしいと思います。

それから、格差是正の問題についても、今の下水についてはこの地域だけじゃありませんよね。水上地区については、まだ、下水道が入っていないところもありますよね。そういうところ等については、先程申し上げましたように、集落排水、下水道、合併浄化槽、そういうものを有効的に活用しながらですね、やはりより早く快適な生活ができるような体制を取りたい、町としてはそういう姿勢であります。

そして、今、島崎議員が言われる地区にありましても、合併浄化槽で私は対策が取れていると思います。

議長 (増田宗利君) 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番 (島崎栄一君) いくつか聞かれたので順番にいきたいのですが、まず、私が言っている地域で合併浄化槽で対応できるって言ったのですが、それは町長も布施に住んでいるのですから、ちょこちょこ歩けば、河原行けば分かりますけれども、河原の敷地で合併浄化槽の入らない家はありますよ、ちゃんと。それはわかるんです、それは合併浄化槽ではできない地域が確実にありますし、できない家庭は確実にあります。スペースがないんですから、入らないですよ。だから、全部合併浄化槽っていうわけにはいかないです。

それから、具体的に財政を示せて、耐震のこととか言えということでは言われたんで答えますけれども、段階的統合論という猿ヶ京と須川について言いますと、校舎については耐

震はもうOKです。須川小学校の体育館も2億3千万かけて、5年ぐらい前ですか、造ったばかりですから、耐震は大丈夫です。唯一耐震が不安なのは、猿ヶ京の体育館だけです。プールについては、猿ヶ京はもうきれいに揃ってますし、それから、須川についてはB&Gのプールを使っているから必要ないという教育長の返答を新治でいただいています。ということは、耐震に不安があるのは、猿ヶ京小学校の体育館だけです。2億円あればできると。校舎は耐震のあれ大丈夫でしょう。

— この後、議長の許可なく質問が続けられた —

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 耐震は、新巻小学校については耐震ではないのですか。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番 (島崎栄一君) だから、段階的統合論の場合には、国道端が猿ヶ京に行って、広域農道は須川に行くわけですから、新巻は空き家になります。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 新巻を空き家にするって言う話、それは初めて聞きました。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番 (島崎栄一君) ああそうなの、ですから、私が話している途中なんですけども……。

議長 (増田宗利君) 1番島崎栄一君に申し上げます。ただ今の発言は、議題外にわたっておりますので注意いたします。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番 (島崎栄一君) 聞かれたんで答えてるんですね。ですから、初めて聞いたって言うんです。言っときますけども、そういう方法であれば、ほとんど費用をかけずに統合ができますんで、そこで費用を浮かして、その費用で下水道整備、これは金をかけなければ、できないですし、合併浄化槽では解決できない地域がありますから、そっちの方に回したらどうかということですよ、どうですか。

議長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 今、島崎議員がですね、新巻小学校を要するに除く発言ですよ、要するに須川と猿ヶ京小学校を使って統合という話ですよ。

今、私初めて聞いたのですけれども、それは、島崎議員が統合させないがための都合のいい論法を言っているだけではないのですか。そういう一つのことをですね、そういうことで出来上がった教育環境を今の父兄の方が望むのですか、望んでおられないでしょう。

要するにこの学校問題については一番の主役はやっぱり子供さんではないのですか、そして、父兄ではないのですか。やっぱりそういう皆さん方が統合問題を真剣にここまで考えて、ここまで詰めてきたのでしょうか。それをやはりこの機会に私は実現すべきであって、今、島崎議員が言われてるようなことを父兄の方は望んでおりませんよ。

議長 (増田宗利君) 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番 (島崎栄一君) 父兄の人が望んでいるかどうか、ですからちょっと黙ってて。須川小学校の父兄の人が須川小学校がなくなることに合意してるかどうかって言えば、残して欲しいと思ってます。さらに今言った私の案で言うと、新巻小をなくして、2校で段階的にやりますってなれば、当然父兄の合意が必要です。ですから、もしそういう方向で進むとすれば、当然新巻のPTAの方々に集まっていただいて、こういう今財政が厳しいので、

費用を節約したいのでこういうことで協力できませんかというふうに聞いてもらって、それでいいよとなれば、していいと思います。

さらに言うと、父兄の人は望んでないと・・・。

(「通告順序にないぞ。」との声あり)

議 長(増田宗利君) 1番島崎栄一君に申し上げます。先程注意いたしましたが発言がなお、範囲を超えております。今の質問は下水道の質問ですから、それに戻して下さい。

(1番 島崎栄一君登壇)

1 番(島崎栄一君) 町長が学校の問題を言っているときは止めないで、私が言っているときだけ止めるっていうのは不公平ですので、議長の運営は公平にして下さい。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 島崎議員が質問したから、答弁したまでです。貴方から出したからですよ。

議 長(増田宗利君) 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1 番(島崎栄一君) 話を元に戻すと、水源の町という宣言をしているからには、金がないからできないというのではなくて、何とか前向きな方向で下水道整備、財政のことを一生懸命考えて、何とか資金をひねり出してですね、できるなら、やる方向で考えたという返答をもらいたいんですけども、どうでしょうか。

議 長(増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 今、この下水道問題については旧3町村が合併しまして、流域下水道等も併せて今やっているわけですね。まず、今している事業を継続することが一番大事だと思うのですよね。これが途中でお金がないからできないということは、私は許されないと思うのです。しかし、この下水にかかるお金は、これはこれは大きなことで、これは大変ですよ。だから、水源の地域にいる自治体からして考えますと、やはりこれに対してすべて下水道事業等について、我々自治体に任せて果たして良いのだろうか、財政力の弱いところについてはこれできませんよね。これはやはり、こういう今の島崎議員と私がやっているような小さな論議ではなくて、やはり国全体がですね、この下水道問題について考え、そして、水源地域を自分たちが生きるために守るくらいの、自分たちが快適な生活をするためにもですね、水源地域を守るといふそういう取り組みができる国にしなければ、これは大変だなと私は考えてます。そういう運動をこれからしていきたいし、それをする意味からもですね、谷川連峰水と森林防人宣言をしたというのがそこからきているわけであります。

議 長(増田宗利君) 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1 番(島崎栄一君) この質問をする前に、須川川のところに流れてくる堰の出口を確認に行きました。米つぶやですね、うどんの切れはしが流れてるんです。悪臭問題で困っている人が確実にいます。金がない、金があるではなくて、やるか、やらないかと言えば、他の地域でやっていて、新治の下半分ではしない、金がないからできないというのでは格差解消はいつまでたってもできませんので、財政再建をして資金をつくって、ぜひやる方向、やる気がなければできないですから、やる気がなければできない、やる気を起こして財政再建をして、資金をつくって、ぜひやる方向になっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 私は、財政再建の町長です。そういうことを認識しながら、この4年間努めていきたいと考えています。新しい町になりました。大きな夢もあります。しかし、財政的には極めて厳しい町である、本当に残念であります。しかし、この町の力から判断するならば、そうそう悲観したことはないと思います。私はしっかりと財政再建をして、次の時代に夢のあるまちづくりが、また、夢のある町として発展できることを願っていますね、この財政再建をしっかりとやっていく考えであります。

議 長 (増田宗利君) これにて、1番島崎栄一君の一般質問を終わります。

議 長 (増田宗利君) 次に、19番馬場春夫君。

(19番 馬場春夫君登壇)

19番 (馬場春夫君) 議長。通告に従いまして一般質問を行います。

町当局、町教育委員会に大峰山、古沼のモリアオガエルを国の天然記念物に昇格させる意志の有無をお尋ねいたします。

大峰山は、新町の真ん中にあり、素晴らしい自然を持ち、動植物の宝庫であります。

その中で、大峰山古沼はモリアオガエル繁殖地として、昭和36年に群馬県の天然記念物に指定されました。

旧月夜野町の教育委員会のそれへの対応は保護柵の設置とそれの改修が主な業務でモリアオガエルの生態や卵塊数の調査、大峰山の自然環境調査は民間の両生類研究グループや学術研究グループにお任せの状態でありました。私は過去のことについて、とやかく言うことはありません。ただ残念に思うことは、大峰山という素晴らしい環境があるのに、多くの子供たちがただ無為に過ごしてしまったということです。いやそんなことは無いと反論される方もおられるかと思いますが、ただの山歩きや魚釣りなど、いつでも、どこでも出来ます。

しかし、子供たちに対し、植物や動物の生態や山自体のあり方や環境問題について、正しい知識を持った人が現地で学ばせることは、机の上で学ぶ以上の価値の高いものであらうと私は思います。そういった教育を散発的には行ってこられたと思いますが、継続的には行ってこなかったように思われます。

また、大自然の中で子供たちに教育できる人材を教育委員会の中に育てて来なかったことを非常に残念に思います。

先日、C. Wニコル氏の「水と森と人のかかわり」についての講演がカルチャーセンターでありました。満席の客席を前にニコル氏は、生き物にとって良い環境の森づくりがいかに大切かということを強調されておりました。また、日本という国が他の国に比べて、多くの素晴らしい森を有した自然豊かな国であるとも述べられておりました。

私はその時、大峰山のことが脳裏に浮かびました。大峰山もニコルさんの言われるような、素晴らしい森があります。ニコルさんにも誇れる森があります。

この三町村の合併協議会の新町まちづくり計画の中で「美しい自然環境の保全と活用」という施策で「水源を守り国土を保全する森林の多面的機能の保全」事業、新町のイメージアップの推進の施策の中で「森を育み生命(いのち)を運ぶ、利根川源流の町の演出」ということで各種事業が示されております。

この森の住人とも言うべきモリアオガエルを保護し、古沼を国の天然記念物に昇格する

ことは、まさに新町のイメージアップに繋がると確信しております。国の指定になれば、全国から多くの人々がこの地を訪れます。今までと違った層のお客様になるはずです。色々な意味で国の指定になることは、新町にとって多大なるメリットがあります。

町長、教育長のお考えをお聞かせください。

議長 (増田宗利君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 馬場議員のご質問にお答えいたします。

県指定の天然記念物モリアオガエルを国の天然記念物に指定してほしいとの要望に対して、町当局の取り組む姿勢についてのご質問であります。馬場議員の言われるとおり、この大峰・古沼のモリアオガエル繁殖地は、昭和36年1月に県の天然記念物の指定を受けておりまして、学術上大変貴重な天然記念物であるということは十分認識しているところであります。

指定を受ける以前から今日まで数十年間にわたり、この大峰の自然や生き物等について研究されている先生方や、大峰の自然を愛する方々が、卵塊数の調査や保護育成のために間伐等のボランティア作業、カエルの生態や現状を知ってもらうための観察会並びに保護のための募金活動等、地道な活動をされていることをお聞きしまして、あらためて関係各位のご努力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表すところであります。

利根西部合併協議会の中で「新町町づくり計画」において、施策の基本理念として、「森を育み生命(いのち)を運ぶ・利根川源流の町」と位置づけており、美しい自然環境の保全と活用、新町のイメージアップの推進等の施策が確認されております。

議員の言われるとおり、この美しい自然は、町の宝でありますので、この宝を守り、活かした町づくりの推進に努めて行きたいと思っております。

ご質問の国の指定についてであります。要は国が指定に値するものであるかどうか、指定に向けて国が調査をするかどうかの判断が大前提でありまして、まずは、県の教育委員会並びに国の文化庁との事前協議を行うことが必要であります。

先般、町に対して、国指定の昇格を望む要望書が提出されておりますので、早速、その内容を県の教育委員会につないだところであります。

通常、国指定に関わる手続きにつきましては、国が調査を進める中で概ね指定になるだろうと判断された後、正式な申請書等の書類整備をし、手続きを行うものと聞いております。

今後の国の動向を見守っていくとともに、モリアオガエル繁殖地の保護対策も含めて、取り組んで行きたいと考えているところでございます。以上です。

議長 (増田宗利君) 馬場春夫君。

(19番 馬場春夫君登壇)

19番 (馬場春夫君) 今、町長の前向きな姿勢を伺いまして、安心しているところでございます。

国の天然記念物というのは、ご存知のようにですね、学術上価値が高く、その保護・保存を指定された動植物、地質・鉱物・天然保護区域を言います。

文化財保護法に基づき、文部科学相が指定するという事で、動植物の新規登録は、年1~2件、登録数は972件の内、特別天然記念物は75件ということです。非常に少数であります。これは2月1日現在であります。天然保護区域では、尾瀬も特別の天然記念物に指定されております。

このモリアオガエルの繁殖地で、国の指定を受けているのは、福島県川内村の平伏沼と岩手県八幡平市の大場沼の2ヶ所です。平伏沼でも昭和47年の干ばつで産卵期に

沼が干しあがり一時は絶滅寸前まで追い込まれたが、村民総出の必死の努力で危機から救われたということでもあります。

大峰古沼も産卵期に沼が枯渇する状態が続いております。それを補うために卵塊のある木の枝の下に木枠にビニールシートを張って、その中に沼の水を入れて対処する保護活動を有志の方々が行ってまいりました。私もこの作業には何回か行ってお手伝いをしてまいりましたが、ボランティア活動にも限界がありますので、水の恒久的な確保を望んでおります。

その方法として古沼の水源近くに小さなダムをつくり、雪解け水を確保する案も出ております。県に指定された昭和36年の群馬県報第3761号によりますと、県指定の条件として「水源の涵養につとめること」と、この一行だけが条件として書かれております。

このことは、国指定の時にも重要な条件になるかと思われまます。

大峰大沼から水を別けて貰えれば一番いいのですが、ちょうど田植えの時期と重なり、大変難しいのですが、少しでも分けて貰えるように交渉して貰えないかというお尋ねです。いかがでしょうか。仮に無理だとすると、この条件をどうクリアするのか、お尋ねいたします。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 水源対策等についてのご質問でございます。

平成15年度に群馬県自然環境課が実施しました大峰沼と古沼の自然環境調査によって、この地域には貴重な動植物が数多く見られ、それらを育む場所として非常に重要であるとともに、再調査が必要であることが改めて報告されました。

また、これらの沼は地形や地質などの特徴から、地滑りでできた大きな窪みに水が溜まって、湿原が生成した可能性が高いとされております。

大峰沼は1万年以上かけて湧水により発達してきたといわれますが、古沼には出入りする水路や湧水が見られないことから、雪解けや雨水などに頼っている状況で、原因は不明ですが地下への浸透や蒸発などによって水が枯れてしまうといった気象条件に強く影響されている沼のようであります。

旧月夜野町では、古沼がモリアオガエル繁殖地として、県の指定になってから、古沼の手前でしみ込んでしまうわずかな沢水を確保するために、導水パイプで水を引き込む工事を3回も実施しましたが、いずれも効果が得られなかったと聞いております。

ご質問の貯水池を造って、水源を確保する件につきましては、国有地であることや農業用水であること、さらに小さいながらもダム工事を行うことは環境や景観への悪影響なども心配されることから、地元関係者をはじめ関係諸機関や学識経験者を交えて十分に検討し、慎重に計画しなければならないのではないかと考えております。

また、大峰沼の水を分けてもらうことに関しては、以前から水利権などの問題も含めて、地元の方々と話し合われてきた経緯があるようですので、出入りする水路工事も必要であることを併せて、貯水池と同様に協議を進めていかなければならないと思っております。以上です。

議 長 (増田宗利君) 馬場春夫君。

(19番 馬場春夫君登壇)

19番 (馬場春夫君) 今、町長から、ご回答がありましたように、水ということは、自然に左右されることで大変難しいことでもあります。また、湧水というのがありませんので、このこ

とがまた、いろいろと今問題になっているようなところでもあります。

しかし、このいろいろな調査をされた方のデータがここにありますが、今幸いなことに、卵の数は非常に増えております。今までは、大体200～300、多いときで700ぐらいだったのですが、ここ2002年から2005年の資料を見ますと1, 200～1, 300の卵数が確認されております。卵が多くなるということは、親ガエルが育っている、親ガエルの育つ環境が良いという状況になっているというふうに考えられると専門家の方は言うておられます。ここで国の指定を受けるには、ちょうど今良い時期ではないかなと思います。

これが逆で今まで、1, 000からあったのが、だんだん少なくなって、100～200になって、やがてはこれは絶滅してしまうのではないかなという国の方で危惧を持たれると、国の指定にしたところはいいが、いなくなってしまったのでは、これは指定がなかなか難しいというような考えも出てくるかと思いますが、今この状況でありますと、そういう絶滅の危機になるというような状況ではありませんので、国の方もまた、指定がしやすいのではないかと思います。

今、福島県川内村では、村のホームページでもモリアオガエルを誇りに思って、こういったホームページを作っております。自然の村長、森太郎君というようなキャラクターを作ってますね、川内村がモリアオガエルと一緒に生きているんだということをアピールしているようであります。

私は、この川内村がすごいと思ったことは、干ばつでカエルが絶滅の危機に追い込まれたときに村民が総出でそれに対処したということです。これは、村と村人との信頼関係がしっかりしている証拠でもあります。村でしっかり、カエルのことを考え管理しているからこそ、村民もいざという時には駆けつけてくれたのではないかと推測いたします。

今、人の心が非常に荒んでいきます。心の教育、特に動植物の生けるものへの思いやりを育む心を持てる人になるように教育することは、大変難しいことではありますが、自然の中で自然の摂理を学ぶことは子供たちの情操教育に役立つものではないかと思います。

その教育指導者は付け焼き刃の教育では育成出来ません。民間の方々の中には、動植物の生態についての知識の豊富な方、また、知識も持ち、大峰のことは隅々まで歩いて知っておられる方等がたくさんおられます。その方々の力をお借りながら、教育委員会の中で、一人でもよいので環境保護の有資格者の人材を育成していただきたいと思いますがいかがでしょうか。教育長、お願いします。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 馬場議員のご質問にお答えいたします。

その前にですね、今までこのモリアオガエルを保護するために大変苦勞されたたくさんの方々に感謝をしたいと思います。

今、自然の素晴らしさを実感して、自然を守ることの大切さを自覚し、そのための行動を起こすことは、環境問題だけでなく、我々の情操を育むうえにおいて極めて意義のあることだと考えます。

特に、これからの社会を担う子どもたちが自然の大切さ、そのはたらき、そして、その自然を守ることの大切さを学習することは、今の学校教育にとっても欠くことのできない学習内容であると考えています。

教育課程を実践する中で、理科や社会科等を中心にして自然保護に関する学習をさらに

深めるよう学校長をとおして指導したいと思います。

ただ、一つ教育課程もこれだけではありませんから、また、その時期にですね、上手く学校の教育課程を組んで、こぞって関心を持つということも進めますけれども、なかなか学校にとっては難しいように思うのでその辺を校長に工夫してですね、できるように指導したいと思います。

また、自然保護のために住民が総出でモリアオガエルの危機を救った川内村の活動を学びまして、これからしっかり勉強したいと思いますけれども、古沼の保護のための方策を模索したいと思っています。

さらに、環境保護のための人材の育成ということなのですが、教育委員会だけではどうにもならないことでして、町長部局、他部局ともよく協議をして検討したいと思っています。以上です。

議 長 (増田宗利君) 馬場春夫君。

(19番 馬場春夫君登壇)

19番 (馬場春夫君) はい。今、教育長にお答えいただきましたが、教育委員会だけではなく、いろいろ環境にも関係してくることなので、町全体として考えて人材の育成をお願いしたいと思います。

合併協議会において、「水と森林の防人宣言」を採択しましたが、その主要事業の中で、森林整備地域活動支援事業、森林整備隊の結成というのが示されておりますが、先の講演でお話しして下さいましたニコル氏によりますと、森は風通しや日差しのことを考えて、伐採や植林をすることが重要だと話されておられました。そういった事は専門家でないかわかりませんが、カエルの保護においても、カエルの住みやすい環境を整えることは大変重要なことだと考えます。これらの事業をカエルの保護にも協力していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) はい。森林の整備とモリアオガエルの保護については、切り離すことのできない関係にあると思います。森林の伐採や植林に関しましても、関係諸機関と協議を重ねて計画的に取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、モリアオガエルを始め大峰山に生息する多くの生き物にとって良い環境を考えていくことは、とても大切なことであると思います。そのためにも、各専門分野の研究者による継続した自然環境調査を実施し、その結果を踏まえうえで最善の方法を計画性をもって検討していかねばならないと考えております。

そこで、谷川連峰・水と森林防人宣言に基づきまして、森林整備隊のお話があったわけですが、やはりこのみなかみ町はまさに水源の町であります。それだけにここに広がる広大な森林というものもしっかりと守っていかねばならない、そういう意味からも仮称ではありますが森林整備隊を編成して、取り組んでいきたいと考えているところであります。この森林整備隊につきましては、利根川水系流域に生活する方が2,900万人おられるという話でありますから、やはり我々みなかみ町民をはじめとして、この流域の方々には森林整備隊に参加をしてもらって、森・山・川を守っていきたいというふうを考えるわけです。その活動資金についてはどうするのかということになりますけれども、今よく水源地域にありましては、水源税、環境税という話がよく出てきますけれども、私としては、この流域に住む方が一人年間10円ご協力いただければ、2億9千万円

集まるわけですね。谷川連峰・水と防人ファンド、いわゆる基金をですね、やはり造成をしていく必要がまずあるというふうには思います。しかし、2,900万人の皆さん方からお一人お一人これ10円をいただくわけにはいきませんので、やはり大事なことは自治体交流であろうと思います。幸い旧新治村の時代に、さいたま市とは、あそこはもう人口が120万ありますけれども、友好都市提携を結んでおりますし、千葉市にありましても、もう昭和47年代からのお付き合いでありまして、この2つの自治体を取っただけでももう200万人の友好関係にあるわけでありまして、さらには合併に伴いまして、下流域の銚子市との交流がこれから始まるわけでございますけれども、こういう一つの自治体をまず核として、利根川水系に関わる各自治体と交流を深めてですね、そして、力を合わせて、この森林整備隊を編成する努力をすると同時に活動資金においては、各自治体からそれを上手く協力基金を集めてもらって、そして、各自治体で予算化して、それを谷川連峰・水と森林防人ファンドを造成して、そしてそれを基にして、できるならばNPO法人等の組織を作って、まさにこの地域の森・山・川を守れる運動ができればなというふうに思っているところでございまして、今年度からその取り組みに入りたいなと思っております。そのためにも、まずは自治体交流からしていかなければなりませんので、新年度早々から、各自治体等に対して、上手くできるような、これから働きかけをしていきたいと考えておるところでございます。そういう中で、馬場議員が言われます、この大峰山を守ると同時に、モリアオガエルの生息が末永く続けられるように、行政としても努力をしていきたいと考えております。

議 長 (増田宗利君) 馬場春夫君。

(19番 馬場春夫君登壇)

19番 (馬場春夫君) はい。この森を守るということは、良い水を都会の人、下流の人に提供するんだというふうなことになろうかと思えます。このことは、前のカルチャーセンターで開かれました講演会の中のパネルディスカッションの中でも話がありました。その中で、沼田市長も環境森林税というのを1市3町村でこれを何とかもらえるような環境を整えたいというようなことも、話されておりました。やはりそれには森を作るという根本的な作業ができていないとまた、都会の人の理解も得られないのではないかというふうに思います。町長から、私の思うような良い答えがいただけましたので、これで質問を終わります。

議 長 (増田宗利君) これにて、19番馬場春夫君の一般質問を終わります。

議 長 (増田宗利君) この際、休憩いたします。11時20分より再開いたします。

(11時08分休憩)

(11時20分再開)

議 長 (増田宗利君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (増田宗利君) 次に、40番小崎洋一郎君の質問を許可いたします。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番 (小崎洋一郎君) 日本共産党の小崎洋一郎でございます。議長からの許可がありましたので町長に質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます

最初に都市計画区域の変更はできないのかをお聞きいたします。旧水上町は、住民生活の利便性向上に向けて、下水道の布設に並々ならぬ力を注いでまいりました。結果として、

利根沼田地域では、下水道普及率は、第一位の座を確保していると思います。

しかし、広大な面積を抱える旧水上町の流域下水道の普及は、南部に集中しており、都市計画地域に指定されている中部地域を網羅するには至っておりません。近年の地方自治体の財政悪化や費用対効果などを考え合わせると下水道の普及速度は、カタツムリの歩みになることが予想されます。

現実に、旧水上町の職員の中に下水道の布設費用よりも個人使用の合併浄化槽の方が安上がりで利便性は変わらないと主張し、町はここ3～4年、合併浄化槽設置に助成金を予算化し、執行したきたところであります。そうであるならば、この際、都市計画区域を見直し、精査して再調整したらいかがでしょうか。

旧水上町中部地域の住民に「下水道の利用はいつ頃になるのか。」と問われましたが、私は答えを持ち合わせておりませんでした。町長のご見解をお伺いいたします。

議長（増田宗利君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 小崎議員のご質問にお答えいたします。私もこの都市計画事業につきましの経験がなく、そして、また、町長就任して4ヶ月余りであります。この内容等について、詳細理解していない点が多々ありますのでぜひこの機会にいろいろとご指導いただければありがたいと思うところでございます。

都市計画区域は、指定用件を満たす一定規模以上の市街地を形成しているか、またはその見込みがあるか、そういう中で用途地域等の土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設、土地区画整理等の市街地開発事業などを有機的に組み合わせて都市計画を行い、一体の都市としての計画的な発展を目標としている区域を決めたわけであります。

また、平成12年の都市計画法の改正により制定されました準都市計画区域は、積極的な整備や開発を行う必要はないものの、土地利用の規制を行わなかったら、何らかの支障をきたす恐れがある場合に、土地利用を段階的に進めて行くという中で目的をもった地域を設定もすることができるわけであります。

よく誤解されまして、都市計画区域を定めるとその区域内には道路や宅地開発のような事業がどんどん進められ、農林業などは続けられなくなるのではないかと心配する方がいるわけですが、都市計画区域や準都市計画区域は都市の開発区域として定めるものではないということであります。

つまり、整備や開発だけではなく、保全すべきところも都市計画区域や準都市計画区域として定めるわけであります。

次に、都市計画を策定するプロセスをおおまかに申し上げますと、まずは都市計画区域を定め、区域全体に係る都市計画の基本方針を策定します。次に整備、開発、保全する区域を定め、都市を構成する各部分の用途をどうするかという土地利用計画を立てます。そして、その土地利用計画に基づき、道路、公園、下水道などの都市施設や面的な開発事業を有機的に組み合わせて、広域的な視野のもとに整備計画を立てるということになります。

以上の都市計画の3つの中身の関連をしっかりと認識していないと、道路づくりの都市計画、公園づくりの都市計画など、単品生産型の都市計画になりかねません。

昨年10月1日、新町みなかみ町が発足して、旧月夜野町並びに水上町で展開された都市計画、旧新治村単位では人口・都市的業態の従事者数等で指定用件を満たさなかったことから未指定となっておりますが、新町発足により、「一体の都市として、総合的に整備し、開発し、及び保全する区域」となりましたことから、本年2月に県から示された「広

域都市計画区域再編及び市町村合併に際した都市計画区域再編指針(案)」により平成21年を目標年次として、本町都市計画区域並びに用途地域の拡大検討を視野に入れた変更作業を進めていきたいと考えているところでございます。ご質問の関係につきましては、都市計画と下水道事業との関連でのご質問でありますけれども、当然のこととして、都市計画区域のマスタープランなるものがあるのだと思います。そういう中にこの下水道関係がどのように位置づけられているのか、さらにはまた、この都市計画そのものもですね、下水道だけではございませんので、おそらく他の取り組み等がこのマスタープランの中には私はあるのだと思います。そういうものをですね、実現できるものから、取り上げていくのが、この都市計画区域と指定してある中での取り組みとして、しなければならないことなのではないかというふうに考えております。都市計画区域から除いてはどうかというお話ですよ、その関係につきましてはただ今申し上げましたように21年まではできないだろうというふうに理解しております。

議長(増田宗利君) 小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) ありがとうございます。都市計画については、町長が今おっしゃられたとおりであります。下水道事業だけでなく、いろんな事業があるわけです。公園事業、街路事業等々ですね。それはそれでいいんです。それはいいんですけれども、みなかみ町の住民意識としてはですね、都市計画法の下に都市計画区域に指定されて、町もそれぞれの地域を都市計画区域に編入をして、それでマスタープランと言われましたけれども、順次計画を立てて、下水道の布設を行っていくと、こういうことを住民に明示したわけなんですね。中部地域はもう計画によれば既に下水道の布設が行われている地域なんですよ。ところが、計画通りには行かなかった。これからもどうなることやら分からない、これが今の都市計画区域に指定されている中部地域の住民の意識なんです。それで一端否定されてしまうとこの変更は難しい、国土交通省だとか、あるいは県だとか、いろんな手続きを経ないと計画変更は難しいということは分かります。そうならばですね、遅ればせながら、新しい青写真を作って、この地域は5年後には下水道を布設しますよとか、少なくとも10年後には何とかしようとする当初の目的完遂のために大きな努力ははらいますよ、長年10年、20年と都市計画税をいただいていたんだから、皆様のご期待に応えようというふうな青写真を示していただければ住民も納得するかと思うんですね。それから、私が最初に言いたかったのは都市計画区域を見直して下水道の布設等が行われたいとするならば区域から除外して欲しいと、それで合併浄化槽とかあるいは集落排水というそういう施設で間に合わせていく、間に合わせるという言葉は合わないかと思うんですけど、本来の住民生活向上のための目的は達せられるとそういうふうなことだったんですけども、計画変更が無理ならば、下水道の布設の青写真を今後示していただけないでしょうか。そんなことをお伺いしたいと思います。いかがですか。

議長(増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 下水道の関係につきまして、都市計画の中でそれを行っていくという話であったように思いますが、現状につきましてはなかなか厳しい面はあるわけです。財政的にも確かに厳しい、企業体効果の問題から判断しても厳しい面があると思います。しかし、今、小崎議員言われますように、都市計画税を20年ですかね、もういただいているわけですから、その対してのやはり住民に対して応えるべく行政サービスをしなければなら

ないということは当然だと思います。したがって、当初マスタープランなるものをつくって、進めたのだと思いますけれども、やはりそれは変更すべきは変更して、当時は下水道というものが入っていたかもしれないけれども、これからの時代を想定した場合に、道路であるとか公園であるとか、または都市区画整理であるとか、そういう事業等をですね、ぜひ入れていこうという考え方もあると思います。したがって、今までのことは、今までとして、今後この区域をどのようにしていくかそれはやはり都市計画課ができたわけでありますので、都市計画課を中心として皆さん方と話し合いができる体制を取りたいし、そういう中から一つ一つそれを詰めていって、この事業を進め都市計画税を払って下さっている町民の皆さん方のご期待に応えたいなとそんな気持ちであります。

議 長 (増田宗利君) 小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番 (小崎洋一郎君) ありがとうございます。新町になったのでありますから、いっぺんにすぐすぐという計画はできませんけれども、今後の住民に対する計画を作って、ぜひ明示していただきたいことを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、各種団体への補助金について、お伺いしたいと思います。

今回、みなかみ町にある338団体への補助金を一律50%カットすると聞いております。予算案もそのようになっております。3月1日に、民生委員をしている方から、「やる気がなくなった。」と言われました。普段、そういうことをおっしゃらない方だったので驚いた次第です。

団体には、観光協会、商工会、文化協会等々いろいろあるわけです。これらの団体、目に見える活動をしておりますが、補助金の大幅削減で団体活動が低下するのではないかとの懸念をいただいております。町長のご認識をお伺いしたいと思います。

加えて、団体への補助金のあり方をお聞きしたいと思います。

町の補助金は、当てがいぶちとお考えなのでしょうか、それとも、国や県の発想のように事業や事業や活動量に応じて、助成していこうとしているのかということでもあります。

今後の補助金の流れについてのご見解も同時にお伺いしたいと思います。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 各種団体への補助金、助成金に対してのご質問にお答え申し上げます。

本年度予算編成にあたりまして、当初要求予算額は、150億円を超える額でありました。最終的には、18年度一般会計予算規模を実質130億5,190万円と定めたところでございますが、要求額との差額は20億円余りの不足額が一般財源であり、経常的経費でありました。

地方自治体の財政状況を判断する材料の一つとして、経常収支比率がございまして、これは、毎年必ず必要となる経費を、比較的安定している収入で割った比率であります。財政状況を計る判断基準の一つとなっているわけでありまして、旧町村の16年度決算に基づく比率は、平均して97.9%となっておりまして、交付税の削減、税収の伸び悩みの状況下、平成18年度予算においては、人件費、物件費、補助費、公債費の圧縮を余儀なくされたところであります。

小崎議員のご指摘のとおり、補助金、助成金の削減は、各種団体の活動に支障が出ることは十分に承知しておりますが、前に申し上げましたとおり、合併効果がまだ出ていない状況下でありまして、財政再建に導くためには、経常的経費の削減は避けて通れないわけ

であります。やむにやまれず、住民福祉サービスの低下に結びつく政策や、職員人件費にも手を付ける事態となっている状況から、各種団体に対する補助金につきましても、50%の削減をお願いいたしたところでございます。また、本来補助金を各種団体に交付するという行為は、その団体が一つの事業を実施するにあたりまして、その事業の必要性和効果を吟味し交付するものであると考えます。今後の補助金の交付基準におきましては、その点を判断基準として、その必要性が薄いものについては、実績報告書等を精査して判断してまいりたいと思います。

さらに、長い歴史と伝統ある活動をなされている町民の文化活動等については、財政事情が好転次第復元したいと考えているところであります。

それから、今後、補助金に対しての考え方でありますが、やはりこのような財政状況でありますから、やはり前にも申し上げましたように、自助自立の精神をまず基本としてまちづくりに励んで欲しいと町民の皆さん方をお願いをいたすところであります。そして、行政にありましては、そのような取り組みの中にありまして、できる限りのサポートをしていくそういう時代になってきているのではないかと、このように思います。17年度決算についても、昨日その概要等について、決算についてご報告申し上げましたが、決算時で基金が20億円でありました。しかし、現在は10億円某かでございます。そういう中にありまして、5億1千万円の基金の取り崩しをして、平成18年度の予算を組んでいるという状況にあるわけでありまして、大変に行政としては今、未だかつてない厳しい財政状況にあるわけでありまして、したがって、町民の皆さん方の今後それぞれの産業にあって、さらには地域づくりにあって、汗をかいてもらって素晴らしい町をつくろうというそういう一つの気持ちに行政としても一生懸命応援をしなければならいわけでございますけれども、このような財政状況であります最大限努力をするという気持ちで考え方で今後いろいろと進めていきたいと考えているところであります。

議長 (増田宗利君) 小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番 (小崎洋一郎君) 財政が厳しいから補助金を削減したんだと、こういうことであります。それは理解できるんです。そこら辺は共通の認識だと思います。今、町長が財政が許すようになると補助金も増額しますよと、こんなふうなことを言われた、それも賛成であります。補助金というのは、なかなか大事な行政だと私思ってるんです。例えばですね、小柴博士がノーベル賞をもらって、あれは国がですね、大変なお金を注ぎ込んで地下にえらい施設を作った、カミオカンデっていうんですか。それでニュートリノの研究ができて、その成果がノーベル賞に結びついたと、そのノーベル賞を受賞したという発表に国民はものすごく喜んだんですよ。喜びをみんな共有したと思うんですね。そういう成果もあるんです。だから、切ればいいというものではないと、こんなふうなことを指摘しておきたいと思います。ノーベル賞ばかりではありません。先日オリンピックでたった1個のメダルですけれども、荒川さんが金メダルを取りました。あれもですね、自助自立ということで自腹だけのスポーツ活動ではメダルには行かないんです。それで国や何かの助成、あるいは後援会の助成があって、初めて金メダルに結びついたとこんなふうな私考えておりますので、活動して欲しい団体には助成金を増やす方向でさらなる行政活動をお願いしたいとこんなふうに思います。

次に3番目の質問に移らせていただきます。

ガン検診・インフルエンザ予防接種に関わって質問をしたいと思います。

今日本は、高齢化が進行し、医療費の伸びが毎年1兆円規模と報道されております。そこで政府は、生活習慣病対策、あるいは要介護者にさせない対策等を重視するようになってまいりました。政府の指導にしたがって、自治体でも基本検診など各種検診を実施しているところであります。要は、早期発見・早期治療が医療費を抑制し、国民が社会活動に参加し、健康な生活を送ることが肝要というわけであります。

旧利根村では、無料人間ドックを一生の間に4回実施していたとのことであります。ガン検診500円を1,000円にするのは、時代の逆行とも考えられるところであります。

また、お年寄りのインフルエンザ予防接種1,000円が、2,000円になるとのことであります。お年寄りが、インフルエンザにかかると、気管支炎や肺炎を併発する確率が高くなってまいります。医療費の押し上げに直接つながってくる問題であります。予防接種が、1,000円で受けられるようになって、たくさんのお年寄りが接種を受けたのではないのでしょうか。大変な副因だったと思います。「1,000円で予防接種が受けられますよ、風邪にかかりませんよ」、そういう啓蒙運動でもあったわけです。まさに病気予防そのものの優れた制度でありました。これを2,000円にするのはいかがなものかと私は思うのであります。病気予防、そういう観点での町長のご見解をお伺いいたします。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お答えいたします。

私も確かに小崎議員が言われるとおり、1,000円でありたいんですけどもね、1,000円でありたいんですけども、やはり町としては国と違いまして、財政が赤字だから赤字地方債を出すわけにはいきません。大きな財源は何と言いましても、地方交付税であり、町民税であるわけであります。しかし、国が1千兆円近く借金があるということから構造改革を行い、要するに地方に対して、三位一体改革の名の下にどんどん地方交付税を減らしていくという実情であります。本当に今、我々どこの町村も厳しいと思います。特に群馬県内にありましては、北部、西部地区の各自治体は大変な予算編成を強いられているのではないかというふうに思います。やはり一般財源があまりにも少ない。この一般財源をやはりその減らしていかないと予算が組めない、やはり町民の皆さん方にお願いせざるを得ないというのが一つの実態であります。

検診につきましては、住民の方々の健康保持・増進を図ることを目的として、各種検診等の個人負担を一件当たり500円で実施をしてきましたが、ここ数年、乳がん検診等の検診項目が増えたことにより、検診料金が増額し、それに伴い町負担の検診料が増えているのが実態であります。検診料金の一例を申し上げますと、胃がん検診が3,900円、子宮がん検診が3,700円、乳がん検診が6,130円となっております。

また、国保の人間ドックにつきましては、料金の約3分の1を利用者負担としていることから、これとの均衡を図るためにも、概ね3割程度の負担をお願いしたいと思っている次第であります。

なお、生活保護世帯及び70歳以上の高齢者の方々に対しましては、従来どおり負担は免除となります。

今後も、住民の方々の健康増進、予防活動の充実に向け、生活習慣病予防教室や健康づくり教室等、保健事業をより一層推進させて行くことはもとより、早朝や夜間検診にも取り組み、より多くの方が受診しやすい環境を整えて、住民の皆様が自分自身の健康管理や予防に関心を深めていただけるように努めて行きたいと考えているところであります。

次に、インフルエンザ予防接種についてであります。

現在、65歳以上の方々を対象として、一人当たり1,000円のご負担をいただいておりますが、高齢者の増加等により、年々接種者が増え、町負担も大きくなってきておりますので、対象者の方々に2,000円のご負担をお願いするものであります。

また、生活保護世帯につきましては、各種検診同様、負担は免除となります。

今後も、感染予防・発病予防に取り組みまして、住民皆様方の健康を総合的に支援する体制づくりに努めて行きたいと考えておりますので、ぜひ、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。以上です。

議長(増田宗利君) 小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) 答弁の内容は分かりました。しかし、財政のことを言うと、私は執行者でないのを足を踏み込むことがなかなかできないんですけども、ただ、インフルエンザ予防接種1,000円で受けられると、これは医療費の抑制に大きな貢献をしている、そのことをぜひ認識しておいて欲しいと思うんです。この2千円になることによって、ご年配の方々が、予防接種を受けなくなる、こういうことになった場合は、医療費が膨らんでくると逆効果になると、こんなふうなことを指摘いたしまして、私の質問を終わりにいたします。

議長(増田宗利君) 保健福祉課長。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長(原澤和己君) 先程、小崎議員の質問の中でガン検診について、すべて1,000円というお話がありましたが、すべて1,000円ではありません。各種ガン検診によって、今回も500円、または1,000円と設定しております。

参考に申し上げますと、肺ガン検診については、個人負担金500円、前立腺ガン検診も従来どおりの500円です。それと大腸ガン検診についても従来どおりの500円の利用者負担でございます。胃ガン検診・子宮ガン検診・乳ガン検診等については1,000円負担ということでご理解をいただきたいと思っております。

議長(増田宗利君) 小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) 了解いたしました。存じ上げております。

議長(増田宗利君) これにて、40番小崎洋一郎君の一般質問を終わります。

---

議長(増田宗利君) この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。

(11時54分休憩)

---

(13時05分再開)

議長(増田宗利君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長(増田宗利君) 次に、3番高橋市郎君の質問を許可いたします。

(3番 高橋市郎君登壇)

3番(高橋市郎君) 議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして、農業振興について、2点ほど質問をさせていただきます。

はじめに、認定農業者の拡充と支援策についてお聞きします。

現在、町においては個人・法人を併せ76名の認定農業者がおられます。それぞれの目標を定めての経営努力をなされ、地域農業の確率と安定継続を図られておることは申すまでもありません。

町の農業の永続的な進展を図る上においても、認定農業者の拡充・支援を進めることが必要と考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 認定農業者に関するご質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり、認定農業者制度は、農業の担い手不足が深刻化する中、自ら意欲と能力をもって農業経営に取り組もうとする農業者を市町村が地域の農業の担い手として認定し、支援していく制度でございます。

認定農業者に対する支援策といたしましては、農業制度資金におきまして、農業近代化資金やスーパーL資金と呼ばれる農業経営基盤強化資金、また、群馬県独自事業の認定農業者育成資金等の有利な資金の借入ができ、県・町においても利子助成をしており、低金利で農業施設等の拡充が図られております。

また、青色申告をし、一定水準の規模拡大を行った場合、機械・施設の減価償却費を割増し計上できるなどの税制上のメリットもあります。さらに、農業者年金の月額保険料の一部を国が負担し、保険料負担を軽減する制度などもあります。

現在、本町の認定農業者数は、ただ今高橋議員が言われましたように、月夜野地区で29名、水上地区で5名、新治地区で42名の合計76名が認定されております。

国の農業支援施策が認定農業者中心の制度へ転換しつつある今日、認定農業者を増やすことは本町農業の発展のためにもどうしても必要なことと考えております。

現在、町では認定農業者候補の選定作業も進めておりますが、今後におきましては候補者を対象とした説明会を実施するなど、農業委員会をはじめ関係機関とも連携を取りながら、認定農業者の拡大・拡充に努めていきたいと考えているところであります。以上です。

議 長（増田宗利君） 高橋市郎君。

（3番 高橋市郎君登壇）

3 番（高橋市郎君） 今の町長の答弁の中にありましたように、認定農業者が、その集落地域において、農業を担うその役割、担い手としての役割が大変になってきていると思います。みなかみ町のような中山間地における農地の保全を考えたときに規模拡大だけができる農家が生き残ったのでは中山間地、急傾斜地であるとか、そういう農地の保全という観点からはなかなか難しい部分が出てくるなということを考えたときに、やはり集落の担い手の中核的な役割を果たす認定農業者、それプラス農地の保全をするべく、よく町長が言われるような年金プラスアルファの所得を得られるような農産物を作れる人たち、そういう人たちが力を合わせて、集落を担っていくということの必要性を考えたときに、やはり国の支援策だけでなく、町として、この中山間地としての農業者育成というものも考えていかなければならないというふうに思うのですが、その点についていかがでしょうか。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 担い手の育成につきましては、やはり諸制度を活用しながら、努力をしていきたいというふうに思います。さらに加えて、農業経験者である先輩の皆さん方がおられるわけですから、ただ今、お話がありましたように、年金プラス60万円と

いうそういう構想を、旧新治村ではそういう構想を掲げて、農業振興を図ってきたという一つの経緯はあります。その基本につきましては、やはり農業につきましては市場での対応もこれは極めて大事でありますけれども、やはり現地で、街道で商売をするということもですね、21世紀農業にあっては大事なことなのではないかというふうに思うわけです。

幸いこの地域は観光と農業の町でありますし、高橋議員の地区におかれましても、そのように大変に果樹振興が、月夜野地区も新治地区も、また水上地区も盛んであります。まさに経験豊富な皆さん方にも参加をしてもらって、果樹栽培をし、現地で街道で商売をして、より収益を得て、そして、次代を担うまた農業者が成長していくということも極めて大事なことであろうと思いますので、そのような現状のみなかみ町の産業実態とも十分に理解する中でしっかりと連携を取ってそのような農業対策を取っていったらというふうに思っている次第です。そういう中で、たくみの里、矢瀬遺跡、そしてまた水紀行館等がありますけれども、これらがそれぞれの道の駅に選定をされております。大変に素晴らしいことだと思います。まさにトライアングルのこの3つの地区がですね、よく連携を取りながら、そして、この地に大勢のお客さんが来てほしいし、そういう場でこの地で取れた農産物、さらには加工品等をですね、販売できればいいなとそのような構想を持つ中で年金プラス60万円構想というものもまた、新たな一つの施策として取り入れて、農業振興に励んでいきたいなと思った次第です。

議 長(増田宗利君) 高橋市郎君。

(3番 高橋市郎君登壇)

- 3 番(高橋市郎君) もう1点、お聞きいたします。いわゆる認定農業者になるために、経営改善計画という5年計画の計画をもって臨む、それが認められて始めて認定を受けるわけなんですけれども、なかなか農業者、私も5年前にこういう経営改善計画を提出したわけですが、5年経ちまして、再認定の手続きをした方が良いですよという中で、今回再認定の書類を出したんですが、なかなか書類一つ書くにしても、マニュアルというんですか、そういうのがないと我々農業者はこういう役所に出す書類はなかなか苦手なもので難しい部分があるなど、そういう中において、これは行政だけにお願いするわけではありませんが、やはり認定農業者を支援する、また、新しく認定農業者になりたいという人たちにとってそういう相談窓口、やはりこれは農業委員会・JA・行政が一体となって、そういうことを進めていく、また改善計画を示した中において、その改善計画がより良く進められるような相談、そしてまた指導、そして農業委員会の農地の流動化であるとか、いろいろな指導はJAでやるとか、様々な役割を持ってやらなければいけないと思うんですが、そういう点について、やはりソフトな部分でもう少しきめ細やかな対応というものを行政もしていただければ有り難いなという感じを持つんですけれども、その点についてお願いいたします。

議 長(増田宗利君) 農政課長。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) 先程、そして、ただ今の質問でございます。認定農業者の関係、支援策ということですが、旧新治村地区におきましては、高齢者やサラリーマンと何らかの事情で農地を耕作できない方、こういう農地を町で借受けまして、認定農業者や農業組織の方に貸し出すという、農地保有合理化事業というのを実施してまいりました。町は農地を借受けた農家に地代を払います。町が農地を貸し付けた認定農業者より地代をいただいているということで、町が農地を保有して、農地を斡旋するということになっております。このよ

うにして、優良の地を守る政策を実施しております。町は農家より手数料等はいただいております。新みなかみ町になりましたので、農業基盤強化基本構想に組み入れまして、今後はみなかみ町全域で、適用できるようにしていこうということで今検討しているところでございます。それができますと、月夜野地区・水上地区にもそれらが適用になり、全地域が町で優良農地を保有して認定農業者に貸し付けができるというようなことでございます。それから、書類等のマニュアル、こういうものがなくて非常に書きづらいということですが、これらについても、より分かりやすいマニュアルを町独自で作成し示していきたいと思っております。ただ、認定農業者というのは、所得を750万程度ということで私どもの方は見ております。年間所得750万、こういうのを改善計画というようなことでやらせていただいておりますので、ちょっと認定については厳しいかなというようなことなんですけれども、この辺はご理解いただきまして、できるだけ農業を一生懸命取り組みたいという方々につきましては、いろいろそういう面におきましては、アドバイスしていきたいと思っております。

議 長（増田宗利君） 高橋市郎君。

（3番 高橋市郎君登壇）

3 番（高橋市郎君） ありがとうございます。ぜひ、まちづくりの一環として、農地が荒れている町はやはり良くないなど、農地がきちんと守られ、そして保全されるという観点からも農業者をさらに多くなるような施策を取っていただき、また認定農業者が各地域において、集落を担うという観点からも、ぜひそういう施策を充実させていただきたいと思っております。1点目については、これで終わります。

つづいて、2点目をお伺いいたします。大塩～師田～名胡桃地域への灌漑用水事業の取り組みについてお聞きいたします。

町長は、先の町長選挙において、名胡桃地区の若い農業者との対話の中で、水不足での農業経営の厳しさをお知りになり、合併の事業として、当地区への農業用水を引く事業への強い関心をお示しになりました。地域住民のはるか昔からの長年の夢である水問題であり、今ここに合併したからこそできる事業であると考えます。実現へ向け、越えなくてはならない高いハードルがあることとは思いますが、今後の取り組みについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 名胡桃平地区農業用水確保のご質問についてお答えいたします。

みなかみ町が発展するためには、バランスのとれた農村活性化対策が不可欠であります。旧町村においても農業と観光業を主産業として、農業・農村の社会資本整備に取り組んでまいりました。

しかしながら、旧月夜野町や旧新治村並びに旧水上町の町村間での社会資本について共通の資本整備は行われなかつたし、過去においては、現実的には難しかったと思っております。

昨年合併し一つの町になったわけでありますから、合併効果を取り入れた社会資本の整備はこの機会にぜひすべきであろうと考えるところでございます。

名胡桃地域は、リンゴを始め稲作等農業の盛んなところでありますが、水の確保では非常に苦労されており、毎年田植え時期になると水不足が生じまして、その対策に大変苦慮されていると伺っております。

名胡桃地区の農業用水確保はどのような対策が可能かということですが、現在検討

しているのは、新治地区の須川川から取水して名胡桃平までの全長約1.2 kmを管路で送水することを考えております。また、水利権の確保が一番の問題でありまして、現在関係機関と協議を重ねているところであります。

水源はいろいろと複雑で、今の状態で名胡桃地区に農業用水を引くとしますと、利根川上流から取水することになりまして、企業局や東京電力に減電保証を支払わなくてはなりません。減電保証金につきましては、毎秒0.1トンにつきまして、300万円を企業局に、800万円を東京電力に毎年支払わうこととなります。

現在、名胡桃地域に検討している確保したいと思っている水量は、毎秒0.3トンでありますから、毎年3,300万円支払うことになりまして、これでは現実不可能であります。したがって、減電保証金を低額にしたり、支払わなくても済む方法を検討することは当然でありまして、そのためには水利権のデータ調査や必要水量等の詳細な調査が必要となります。この調査は専門機関に委託をしたいと考えておりまして、調査期間は、平成18年、19年の2ヶ年を予定しているところでございます。

予算につきましては18年度当初予算には計上してございませんけれども、その財源は合併補助金を活用する考えであります。調査費は500万円程度の予定であります。補助金申請後、認められ次第、補正予算で対応したいと考えているところであります。水利権確保の暁には、農水省の諸事業を導入しまして、事業化を図る考えであります。

いうまでもなく、名胡桃地区の農業を盛んにして、一層の農業観光の振興を図るためには、農業用水の確保が大事であります。したがって、この事業を実現するために全知全能を傾けて取り組む決意であります。

ぜひとも高橋議員をはじめとして、議員各位の力強いお力添えとご支援をお願いする次第であります。以上で終わります。

議長(増田宗利君) 高橋市郎君。

(3番 高橋市郎君登壇)

3番(高橋市郎君) 町長から大変力強い決意をいただきまして、ありがとうございます。

名胡桃地区においては、リンゴの経営を立派になされている方がおりまして、幸い農業後継者も他の地域に比べると割合、多い方かなという感じもしております。その若い農業後継者が、意欲を持って農業ができるように今後とも地域の皆さんも力合わせて、取り組むという所存で、決意を持っている人も多いので、一つよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長(増田宗利君) これにて、3番高橋市郎君の一般質問を終わります。

議長(増田宗利君) 次に、20番山岸勝君の質問を許可いたします。

(20番 山岸 勝君登壇)

20番(山岸 勝君) 許可をいただきましたので、2点ほど質問させていただきます。

最初に介護保険法の見直しに伴って、地域包括支援センターの設置され、新治地区、月夜野地区にある在宅介護支援センターが廃止されることになっております。

その件についてであります。在宅介護支援センターが廃止され、新たに地域包括支援センターが設置されるという、従来の機能をどう継承していくのか、また、それらを介護保険とのリンクをどのようにして円滑に進めていくのかということでお伺いしたいと思います。

まず、在宅介護支援センターは、月夜野地区では老人福祉センターに、新治地区におい

ては社会福祉施設のぞみ館と特養ホームの西嶺の里に設置されております。それぞれ、社会福祉士がその地域を担当して、およそ3年間支援に当たってきたところであります。

該当者の人数では、月夜野地区については詳しくは把握しておりませんが、新治地区に限って言えば、新巻学区と猿ヶ京学区で約150人、須川学区で約80人おります。介護予防という観点からも、社会福祉士の貢献度は非常に高く評価されております。

このような状況の中で、この4月から介護保険制度の見直しが行われることから、新たに地域包括支援センターの設置が義務付けられました。これに伴いまして、月夜野地区と新治地区に設置されている在宅介護支援センターが廃止されるわけでありまして、現在までに蓄積された情報、あるいは一人一人とのつながり等は、包括支援センターに継承されることになると思いますが、利用者の中には今までどおりのきめ細かなサービスを受けることができるのか、不安を抱いている人もおられます。その理由の一つは、地元から社会福祉士がいなくなることで、二つ目は包括されることによって、社会福祉士の人数が減らされるのではないかとという心配です。

平成18年度の当初予算でも、介護保険事業の中に社会福祉士負担金が計上されておりますが、587万円ということで、これは見たところ2人分の計上かと思われまして。このような中で、職員が手不足になったり、いろいろあるかと思うんですけども、聞くところによりますと、この包括支援センターの陣容は5人と聞いております。その中に現在、担当している2人の社会福祉士がそのまま移行していくのか、また、限られた事業の中でどのような形で介護保険事業とリンクをさせ、充実させていくためにどのような具体的なビジョンがあるかその辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 在宅介護支援センターの廃止と地域包括支援センターの設置について、山岸議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、地域包括支援センターが新たに設置されて、今まで設置されていた在宅支援センターが担ってきた役割をどのように地域包括支援センターが継承していくのかとご質問でございます。

はじめに、在宅介護支援センターは、高齢者在宅サービスの緊急整備の必要性から、全国に設置され、旧月夜野町では町直営の小規模基幹型センターとして、旧新治村では山岸議員お話のとおり、地域型センターとして新治村社会福祉協議会と特別養護老人ホーム西嶺の郷の中に業務委託という形で設置されました。

在宅介護支援センターの業務内容としましては、一人暮らし高齢者および要支援高齢者の実態把握と相談業務を主として実施をし、高齢者への福祉の総合窓口としての役割を果たしてきたところでございます。

その反面、介護保険制度スタート以後、在宅介護支援センターの設置されている事業所が、居宅介護支援事業所の指定を受け、公的支援の事業所の立場と、営利事業所の立場が併設となり、居宅介護支援事業所との役割が不明確となったとの多くのご指摘がございました。

これらをふまえ、介護保険制度の見直しの中で、新たな枠組みを構築することとなり、地域包括支援センターを創設する経緯に至ったわけでありまして。

地域包括支援センターは、公正中立が担保されなければならない立場から、原則的には市町村直営が基本となります。町では生活圏域を一つと捉えて、地域包括支援センターを

みなかみ町保健福祉センター内に設置することといたしました。

地域包括支援センターは、居住する概ね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となるおそれのある高齢者並びに家族等を対象に事業展開をすることとなります。その業務内容は、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、また、要介護状態にならないよう、従来の相談業務から介護サービスや医療サービスまで様々なサービスを高齢者の変化に応じて、切れ目なく包括的に提供するための総合窓口となります。

また、体制としては、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師のいわゆる3職種の職員を配置するように定められ、その役割についても定義されております。

社会福祉士の主な役割は、総合相談支援事業として、地域高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整、また、権利擁護事業など重要な役割を担い、ほかの職種との連携を密にして、円滑な運営体制を構築するため、適切な人員配置に配慮させていただきます。

2月17日に地域包括支援センター運営委員会を設置し、配置体制についても検討いただき、主任ケアマネージャー2名、保健師2名、社会福祉士1名の5人体制で4月1日より、運営開始させていただくこととなりますが、在宅介護支援センターとの移行に際し、高齢者にご迷惑がかからないよう、また、高齢福祉の向上が図られるように努めていきたいと考えておるところでございます。

なお、社会福祉に関連しまして、18年度予算についてのお話が一部あったわけですが、その関係を含めまして、担当課長の方から答弁させていただきます。

議 長(増田宗利君) 保健福祉課長原澤和己君。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長(原澤和己君) 質問にお答えいたします。

先程、山岸議員よりご質問がありました保健福祉センター、在宅介護支援センターが月夜野老人福祉センター内にあるというお話でしたが、月夜野地区に関しましては保健福祉センター内に在宅介護支援センターを設けてございました。それと社会福祉の関係ですが、今回町長の説明にもありましたが、包括支援センターを4月1日より立ち上げるわけですが、現在、社会福祉協議会より1名の執行を予定しております。ですから、5人体制の中に保健師、または経験のある看護師が2名、主任ケアマネージャー2名、社会福祉士1名の5人体制であります。これは参考ですが県内の状況を申し上げますと、現在39市町村のうち33市町村が民間からの執行、また、社会福祉協議会等からの執行派遣予定であります。ですから、現在立ち上げます包括支援センターについては5名体制、社会福祉士については1名の体制であります。

議 長(増田宗利君) 山岸勝君。

(20番 山岸 勝君登壇)

20番(山岸 勝君) この4月からの介護保険の見直しで地域包括支援センターが新設されるわけですが、去年障害者支援法が成立されました。その中で関連があるので、お聞きしたいのですが、今まで小規模作業所を設置する場合に10人以上所要していること、今後認定等受けるために法人格を取得していることが謳われていますが、当町においては今ある施設の中ではその辺の条件をクリアしているのかどうか、その辺も伺いたいと思います。そして、先程の包括支援センターについて、県内沼田では、包括支援センターが設置されても今までの在宅介護支援センターをそのままにしておいて、その他支援センターが中心となって、事業を展開していくと、また、高崎市でもそのような方向で行くというこ

とを聞いているんですが、将来的に多分該当者が増加してくると思います。その時に今までの地域型のセンターができないにしても、要員を増やせる条件があるのかどうか伺いたいと思います。お願いします。

議長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 障害者自立支援法につきましては、4月1日より制度改正されるわけですが、これは5ヶ年をかけて、制度改正を行っていきます。今回については、今までの支援費制度でありました利用者負担の改正ですとか、医療費の関係の1割負担の改正が、4月1日から実施されます。在宅介護支援センターの現在と今後についてですが、在宅介護支援センターについては先程説明したとおり、月夜野地区に1箇所、新治地区に社会福祉協議会に1箇所、西峰の郷内に1箇所がありますが、これらについては今後についても今まで保健師等が中心に取り組んできた介護予防マネジメント、これについては高齢者の要介護状態となることの予防、または要介護状態の悪化予防に引き続き取り組んで行く予定です。

それから、高齢者の総合相談、また要支援などは現在も社会福祉協議会で取り組んでおりますが、これらについても社会福祉士を中心として、今後も相談内容に応じて、支援サービスや制度が利用できるよう支援していきたいと考えております。

新しく取り組む事業である権利擁護事業では、今後社会福祉士を中心として対応していきたいと考えております。現在高齢者に対する虐待防止でありますとか、早期発見のための事業、または権利擁護のための事業を新しく行っていきたいと考えております。

それと包括的、または継続的マネジメントですが、これらは主任ケアマネージャーを中心に対応をしていきたいと思っております。それと現在月夜野地区では地域ケア会議を毎月定期的開催をしておりましたが、こちらについても充実を図りながら、予防を受ける方の構成ですとか、中立性の確保など図りながら、ケアマネージャー、各施設とのネットワークをつくりながら、そのまとめ役として、指導助言に包括支援センターとしてあたってきたいと考えております。

議長（増田宗利君） 山岸勝君。

（20番 山岸 勝君登壇）

20番（山岸 勝君） ありがとうございます。ただ今、説明をお聞きして、ほぼ把握できたと思います。新しい事業ということで様々あるわけですが、事業を幅広く展開していくために、やはり現場にあつての担当者、ケアマネージャーあるいは社会福祉士、社協の現場の人たちに改めてそれなりの研修とか、新しい事業に対してのサポート等が必要になろうかと思っておりますので、今まで行ってきたサービスを低下させないような方法でぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、教育現場、あるいは地域一体となって子どもたちの安全・安心な通学ができるような地域をつくっていくために1点質問させていただきます。

子ども達のための安全・安心な環境づくり、保全についてであります。

昨年末から今年にかけて、つい先だつても悲惨な事件が起こっておりますが、子供たちが犯罪の犠牲になる痛ましい事件が相次いで発生しています。広島では下校途中の女儿殺害事件、また栃木県今市市での女儿誘拐殺害、滋賀県では幼稚園児のグループ送迎途中での殺害等々、大都市から農村部に至るまで犯行の形態は異なりますけれども、子どもたちにとって危険な状況は蔓延しております。

千葉大学の中村攻教授は、『学校や通学路、公園を危険な場所にしないためには、犯罪から子どもを守る視点で地域社会を創造する取り組みが必要だ。』と提言しています。

終戦直後の社会の混乱期のことを考えなければ、これまで子どもたちの生活空間に犯罪など起こらないという安全神話のもとで学校や公園、通学路なども作られてきました。

ところが今、「学校が危ない」、「公園が危ない」、「通学路が危ない」という現実に直面しております。これは都会、農村を問わず一律に危惧される場所でもあります。

幸い私たちの地域では凶悪犯罪は起きていませんが、対岸の家事では済まされない危機感をもっています。その意味では、新治地区だけでなく、月夜野地区・水上地区においても行われていることと思いますが、教育委員会と地区青少年育成推進員連絡協議会が中心となって、子ども安全自主パトロールを実施しております。しかしこれだけでは十分とは言えず、保護者の再教育を始めとして、地域と学校、警察との連携、つまり地域コミュニティの充実が不可欠だと思います。

広大な面積を擁する当みなかみ町にあって、将来を担う子どもたちのための安心、安全な環境をどのように作り上げていったらいいのか、校舎・園舎の周辺環境も含めてお伺いいたします。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） お答えいたします。

今お話のあった栃木県今市市で発生した昨年暮れの小学校1年生女子下校途中殺害事件、近くは今もありましたが、滋賀県の幼児を当番で送迎していた母親が殺害したという想像もできないような悲惨な事件が発生しています。

朝日新聞のある日の社説で、「その心の中が知りたい」という記事がありまして、まさに同感でありまして、本当に人の心の中が見えれば、もっと手だてがあるのかなというような感じを受けますけれども、非常に難しい問題であります。

本町は合併して小学校9校、中学校4校、計13校になりました。早速、昨年10月11日に第1回管内校長会を組織し、そこで昨年12月第3回管内校長会において、児童生徒の通学路を点検して、危険と思われる場所を洗い出し、通学路マップを改めて作成して教育委員会に報告提出するよう指示をしました。その後、各学校長に作成した通学路マップをもとに児童生徒の登下校の安全確保のために、それぞれが具体的にどのような手だてを講じたらよいか、相談して実施するよう指導をしました。学校では職員会議で協議したり、PTA集会で保護者と話し合いなど具体的方策を考えて実施しています。

その実態について、3月の校長会で報告を受けました。概要ですけれども、今も山岸議員からお話がありましたけれども、細かいことはたくさんあるんですが時間がないので主立ったものを申し上げます、安全点検、下校の指導、パトロールの実施、ステッカー、腕章の利用、防犯ブザーの活用、犯罪教室、研修会の実施、不審者対応マニュアル、外部への協力依頼、例えば郵便局に頼んだりとかですね、110番の家をつくったりというようなこともしています。かなり具体的に講じていてくれるようであります。

しかし、この問題は100%全く安全というのは現状ではちょっと無理なんですね。そういうこともありまして、今の滋賀県のお話なんかは全く狂気の沙汰というか、普通では考えられないようなことでして、でもこういうこともあるので、全く100%安全というわけに行かない現状ではないかと思っておりますが、今後この件に関しては、校長とともに安全確保目指して、鋭意努力していきたいと考えておりますので、議員各位の皆様にも

ご指導ご協力をお願い申し上げます。

なお、幼稚園、保育園につきましては、小中学校に比較すれば、保護者の送迎による通園も実施されておりますので、問題は少ないようですが、小中学校と同様、園長にも指示し、指導しております。

実は、このことを受けてからですけれども、7日、一昨日ですか、午後5時頃、みなかみ町高日向バス停付近で、やはり不審者が出ております。

水上小学校2年男子児童が下校後、犬の散歩をしていたところ、「お菓子をあげるから。」と言って、車の後部座席を開けたと、児童は「いない。」と言って逃げたところ、男は車で追いかけてきた、児童が公園に逃げたため、男はそのまま沼田方面に去ったと。

今、いろいろ注意を呼びかけているものですから、子供もよく見ているんですね、20歳くらい、身長170cm前後、服装は上着が黒いジャンパー、ズボンはジーパン、眼鏡をかけていた、頭にはサングラス、靴はスニーカー、車の特徴は黒のレガシィワゴン、No.9××3、真ん中二つがわからないんですけど、子供も見てるんですね。後ろの左バンパーに傷とへこみがあった、後ろの席にはお菓子が散乱していたというようなことまで見えます。ですから、かなり徹底はしているんですけれども、しかし、子供のことでありますから、ますます注意をしていかなければならないと、遠い話ではなくて、本当に身近な話なのでしっかりやっていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（増田宗利君） 山岸勝君。

（20番 山岸 勝君登壇）

20番（山岸 勝君） 関連ですけれども、地域教育振興法ではスクールバスの利用について、小学生なら4km、中学生なら6kmというふうに規定されておりますけれども、新治地区では小学生2kmになっております。豪雪地帯ではやはり2～3kmというのが、文部科学省からの通達で来ているかと思いますが、地域の事情等を勘案し、それぞれ規定以内の距離であっても運用許可をするということが言われております。このスクールバスに乗るということは車に乗ると体力が落ちたり、脚力が低下するというような話もあるんですが、子どもたちの安全確保のためには、スクールバスの利用も有効な手段だと思います。

町としての構想、また個人的なお考えでも結構ですのでご意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） お答えいたします。おっしゃるとおりだと思ひまして、先程昼休みに町長ともお話ししたのですが、アメリカはほとんどがスクールバスなんですね。黄色いボンネットのお聞きしましたら、マツダの車のようですけれども、私も実際に若いときに行って乗ったことがあるんですが、運転手が、「Sit Down シットウダウン」なんて、大きな声で暴れる子供たちを抑えるようなこともありまして覚えているんですけれども、そうになればですね、それでも100%ということにはいかないかもしれないけれども、かなり安全なわけで、朝ありました島崎議員の質問にも関係しますけれども、将来的はやはりスクールバスが完備されれば、一番望ましいと思っております。これにはお金がかかりますから、そういうことを願いながら、できるだけ手を尽くしていきたいと現状ではそう思っております。以上です。

議長（増田宗利君） 山岸勝君。

（20番 山岸 勝君登壇）

20番(山岸 勝君) 前向きなお話ありがとうございます。

幼稚園、保育園については父兄が伴ってそれぞれ通園等しているのでそれほどの心配はないと先程もお話がありましたし、そのとおりだと思います。小中学校の子供たちの通う道筋には、必ずしも屋ごみだけとは限らず、家屋、住宅がまばらなところもありますし、田舎であれば林畑地帯がつづく場所もあります。そういう中で各地で防犯ベル・ブザーとか、フラッシュライトを持たせるなどのいろいろな方法がされていますが、必ずしも万全ではないと思いますし、これから子供を産み育てる親御さんたちにとっては非常に心配なことは手に取るように分かっております。

その一つの対策としても、これから新たに通園通学する子供たちにとってより安全で安心して通園通学できる環境づくり、そのためのコミュニティスクールといわれる地域の協力体制をさらに強化して行って頂ければと思います。

子供たちだけでなく、親たち、地域の住民、それから警察・消防、その地域の人たちが、こぞって、子供の安全のために協力していくためのコミュニティスクール等を考えていただければ、幸いだと思いますが、その点のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

議長(増田宗利君) 教育長。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) コミュニティスクールという意味がちょっとつかめないんですけれども、本当のコミュニティスクールというのは例えばですね、幼稚園から高校まで全部一緒のところもアメリカならあるんですね、そういうのがコミュニティスクールという概念だと思うんですが、今のところはそこまではとてもいけないわけで、できるだけ今の議員さんのおっしゃるように地域で手を携えて、子供たちの安全のために何ができるかということを考えながら、また学校は校長中心にこれは仕事ですから、専門家ですから、安全を確保するためにできるだけの手だてをしてもらいたいと思っております。以上です。

議長(増田宗利君) これにて、20番山岸勝君の一般質問を終わります。

議長(増田宗利君) 次に、41番高橋光夫君の質問を許可いたします。

(41番 高橋光夫君登壇)

41番(高橋光夫君) 通告に従いまして一般質問を行います。

質問は、旧月夜野区域の都市基盤整備計画についてであります。

昨年、11月、鈴木町長がみなかみ町の新町長就任後間もなく、この関係記事が上毛新聞に発表されました。そのことによって、この基盤整備計画問題は、12月定例会の一般質問等でも取り上げられ、町長の見解もそれなりに明らかにされてきているところであります。

このような経過はありますが、私が改めてお聞きしたいのは、町長が就任早々いち早く、この事業推進の方針を打ち出した背景、また考え方は何だったのかであります。その辺のところをまず、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、この100億円規模の事業を推進するにあたって、町の財政にどのような影響があるのかということも重要な問題として考えなければならないと思います。特に、新年度予算編成に大変苦慮したと言うことですから、町の財政再建も焦眉の課題として取り組む必要があると考えますが、これとの関連をどのように考えているかもお聞かせいただきたいと思います。

また、この計画は、財源を大きく投入する事業であり、その効果が将来にわたって、発

揮できるかどうかは、特に重要視しなければならないと考えますが、将来展望について、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

いずれにしても、これから本格的な調査や、住民とのコンセンサスを形成しながら、慎重に事業の推進を図って行くものと考えますが、常に財政再建を優先する立場で、極力事業をスリム化する判断や決断も必要ではないかと考えます。以上、アウトライン的な質問になりましたが、はじめの総括的な質問といたします。

議 長 (増田宗利君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に旧月夜野地区内の土地基盤整備について、その方針を固めた背景についてのご質問であります。この関係については一つは、先程小崎議員のご質問にお答えしたんですけれども、私自身も都市計画事業についての経験はございませんでした。そういう中で、いわゆる町長選挙選中にですね、この問題について知ったわけですが、やはり行政の第一義は町民の生命・財産を守ることだと認識しております。そういう点から考えますと、この都市計画事業につきまして、指定をされてからもう20数年も経っているという状況の中で、やはり道路整備の問題、用途指定等に伴っての財産相続等にあたりましては宅地並課税等の問題点等、これらを考えますと大変に大きな損失を与えてしまう一つの状況にあるわけでありまして、それだけにこの事業については、一日も早く着手をして完成させなければならないだろうということを当時、思ったわけでありまして、月夜野地区においては、早くから道路舗装がされました。快適な生活ができたわけでありまして、それとともに住宅等が密集してきまして、このままでは上手くないということから、都市計画事業を導入して、それぞれの用途指定等をする中で道路等についての改良整備もしようということで、取り組まれたんだろうと思います。それに伴って、土地の区画整理等もして、今ある土地を有効に活用して、この月夜野地区を上手く発展させようということで、当時の町長は考えてこれを策定したんだと思います。その考え方については私も賛意を示すものでありますし、それだけにこれが早くですね、事業完成することが町民の皆さん方の生命も財産も守ることにつながるであろうというふうな認識に至ったわけでありまして、

そこで具体的な内容等を知りまして、そして、今高橋議員のご質問を伺いますと、やはり月夜野地区の中心市街地周辺において計画決定された都市計画道路の建設にあるのではないかというふうに思った次第であります。この3路線につきましては、ご案内のとおりでありますけれども、悪戸～矢瀬線が2, 130m、上河原～蟹杵線が460m、そしてまた、真政～悪戸線が3, 020mの延長が5, 610mになっているわけでありまして、計画決定から数えて22年が経過しているわけでございます。しかしながら現在、具体的になっておりますのは、悪戸～矢瀬線の起終点部の約900mの供用に留まっている状況にあります。このまま放置をしますと、私が先程申し上げました考え方に加えまして、無秩序な市街地形成に至ることが懸念されると共に特筆すべき月夜野地区の優れた交通拠点と住環境を生かしたまちづくり、引いては発展の可能性を阻害する恐れがあるのではないかと思った次第であります。

この3路線は、両側に駐車滞を配置した沿道サービス型の幅員構成を持った道路で、路線の選定ルートは月夜野地区中心市街地の振興は基より、関越自動車道I.C、上毛高原駅、国道17号線、国道291号線バイパス等の広域交通拠点との有機的な結合を図ることができます。

この3路線の全線供用は、水上・新治地区住民を始め、周辺市町村住民に取りましてもアクセスルートが飛躍的に改善されると共に、新町みなかみ町の中心市街地として必要な公共公益利便施設の集積を可能になります。また、計画決定から22年を経過していることから、計画決定ルートに係る地権者等の利害関係者は、所有地の土地利用を制限する建築規制等を長年課されていること等から「幻の道路」、「ルート変更は容易」などと風評を吐いている方々や、下水道工事の投資非効率、統合中学校の条件として「早期事業化」の約束、供用を見据えた宅地化マスタープラン等々のご意見を数多く賜りまして、早期に推進することが望ましいと判断し、事業化を表明したものであります。

また、この道路のみの単品生産型まちづくりでは、道路沿線の土地利用の促進は図れませんが、一步、足を踏み入れますと旧態依然のままの土地利用となりますので、昨今の土地需要を見極め、効率的な公共投資を図る必要から、土地区画整理事業をセットしたと考えております。

なお、財源的には厳しい環境下にありますが、何もせずに経常経費だけの予算では、何ら明るい未来は拓けるものではありません。本整備事業の投資は、将来、計り知れない効果となって帰ってくるものと確信をしておるところでございます。

また、平成15年から創出された「まちづくり交付金事業」の導入や、合併特例債の充当を見込み、効率的な投資による「みなかみ町顔づくり」の第一歩として進める所存であります。

それから、財政関係についてのご質問でございますけれども、高橋議員、ただ今は上毛新聞のお話ですと、あれは100億円とかっていう記事が出たと思っておりますけれども、その根拠については私も定かではありませんけれども、実際これらの事業にしますと総事業費はその額よりもっと多くなるのではないかというふうに考えます。そして、また今申し上げましたように具体的にどうのこうのという具体的な取り組み内容には至ってはおりませんが、都市計画課ができましたので、新年度早々にこれに対する具体化を図っていきたくて考えております。そして、この事業を進めるにあたりましては、まちづくり交付金事業を何とか上手く導入をしまして、それに合併特例債を絡めていくなれば町の負担もそう多くなく、町としての負担能力、可能な範囲でこの事業ができるのではないかと現在思っているところでございます。いずれにいたしましても、この月夜野地区は、3地区の要でありますから、現状のままでは決して良いとは思っておりません。将来のみなかみ町を発展させるためにも、ぜひこの都市計画事業を完成をさせて、町民の皆さん方に夢を与えていきたいと考えているところであります。

議 長（増田宗利君） 高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

4 1 番（高橋光夫君） 町長の考え方は、一応分かりました。この関係記事はですね、上毛新聞に発表された時点で、私は唐突な感じを抱かざるを得なかったわけです。住民の皆さんからも「あんな大きな事業をやるんかい。」と、「このことは事前に話があったのか。」という質問をされましたが、残念ながら、その時点では私どもには何の話もありませんでした。何と答えて良いのか返答に迷う状況があったわけですが、その後経過の中で、次第にこの内容等について町長の考え方、住民の皆さんの考え方もそれなりに出されてきております。住民の皆さんの中には当然この事業の早期完成を望んでいる方もいらっしゃるし、またやる必要はないというふうに考えている方もおると思いますし、一番慎重派な立場で考えているのは財政再建を優先させながらその範囲内でやって欲しいという住民の要望はかなり

多いというふうに私は受けとめております。今、お聞きしますと100億円規模がそれ以上に膨らむ可能性があるということなんですが、2月24日の予算内示会で町の財政の極めて厳しい状況を知らされまして、この問題との関連が非常に心配になってきたわけです。そのために本日この質問に及んだわけでありまして、100億円以上の事業といたしますと、住民の皆さんにとっては、歓迎する向きもあるかと思いますが、一般的には大きな事業であるというふうに思います。負担の関係も交付金事業、あるいは合併特例債等の併用で事業を推進するので実際に町の持ち出し財源は少なくて済むというようなことも言われましたが、合併特例債にいたしましても、100%のうち5%は持たなければいけないし、残り95%の起債についても、町が30%は持たなければならないということもありますので、それなりに起債の方、借金の方がですね、嵩んでいくという状況が10年間計画ということで進めるとすれば、それなりに積もっていくのではないかと思います。本当に先程、他の人の一般質問の中で財政再建を重く考えているということをおっしゃいました。私もそのことについては全く同感でありますし、そうしていかなければ、将来住民の暮らし福祉を守っていくという町にはならない、またこの町に住んでいて良かったと住民の皆さんが思える町をつくっていけないと考えております。したがって、決して無理をしないで背伸びはしないでぜひこの事業は根本的な検討見直しを加えながらですね、堅実に取り組んでいただきたいということが本日の質問の主旨でございます。もう22年前の計画策定ということで、何か事業についても、食い散らかしというような実際は事業になっておりますけれども、この長い月日のうちに住民の生活環境が大きく変わってきておりますし、また人の気持ちもそれなりにそういった変化によって、変わってきているという状況もあろうかと思います。したがって、住民とのコンセンサス、合意形成、このことを大変重要視してぜひそういう方向で取り組んでいただきたいということでございます。この点について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) ただ今、高橋議員言われますようにこの事業について住民とのコンセンサスが必要である、まさにそのとおりであろうと思います。基本的にはそういう姿勢で臨むことは当然であります。そして、この事業につきましては確かに22年前に決定していることではございますが、その後、中学校の統合問題、検討等から、いろいろと地域の皆さん方との約束事が実はありますね、ご案内のとおり、その中にもこの道路問題は入っておりますし、橋の問題も入っておりますし、当時住民集会等なされている中で町民から出たご意見でしょうけれども、そういうことが文書としては私見ておりませんが、実際約束事になっているということは聞いております。したがって、町民との約束につきましては、場合によってはできないものもあるかもしれませんが、やはり実現可能なものについては、全力を尽くしてそれは実現すべきであろうというふうに思います。それと同時にやはりその後、広域農道との問題が出ております。この広域農道も大変に多額の借金返済等、これから毎年毎年していかなければならないわけではありますけれども、この農道そのものも効率的に活用しなかったら、意味がないと思うんですね。やはり現状のままで果たして良いのか、私は良くないと思うんです。やはり利根沼田を一本にするためにあの広域農道は建設をされているはずでありますから、やはり、ではこれをどこに結んでいくのが一番いいのか、先日も議員さんといろいろと議論をした経緯があるんですけれども、やはり沼田市にあっても東部地区にあっても、上毛高原につなぎたい、つないで欲しい、また

は関越高速道に上手くアクセスできるようにして欲しいという意見は、もう多々出ておりますよね。やはり、そういうものをする事によって、この地域が活性化すると思うんです。農業にあっても観光にあっても他の産業等にあっても、やはり一つの基幹道路がしっかりとできることでこの地域は発展すると思うんです。しかし、それをする方法は何かといえば、今何もありませんよね、これが都市計画事業だと思うんです。これをまちづくり交付金事業等を上手く活用して、合併特例債等を活用して使っていくならば、こららの大きな懸案事項が実現できるわけですから、できると同時にこの3地区の要になるということが基盤ができるわけですから、私はすべきじゃないかと思うわけです。

そして、財政問題について、お話がありますけれども、もちろん財政再建をしながらやっていかなければならない、前々から言っていますとおり、財政再建については経常経費を減らしていくというのがまず一番ですよ。これは要するに3つが一緒になりますから、要するに経常経費が98%という状況からすれば、これに対して、一生懸命圧縮をしていくように努力をするのは当然だと思います。それは私の任務だと思います。しかし、方や、一方、投資的経費言うなれば、こういうまちづくり、都市計画事業等の投資的経費については、公共事業を使って、上手く整備できるわけですから、この10年間はそれができるわけですから、この機会にやらなかったらもう永久にできないと思います。町が町民の方に約束した事については、この機会にしっかりと約束を果たす、この合併を契機に約束を果たすチャンスですから、これはぜひやるべきなんじゃないかなと今思うわけです。

そして、当然都市計画課ができましたんで、今財政課とも協議をしております、毎年どのくらいの事業であれば、これがやっていけるかということについても、この都市計画ばかりではありませんけれども、先程の名胡桃の用水の問題もありますし、水上地区の都市計画事業の問題もありますし、新治地区の小学校統合校舎の問題もありますし、そういうものも総合的に含める中でどのような計画でいくなれば、事業が完成をし、財政もうまくいくということが見渡せるかどうかについて、今検討をいたしているところでございます。そういう中でやはり起債の繰り延べ等もしてきたわけでございますけれども、実は毎年の起債はいくらにすればいいのかということになると思うんですよ。そういうことにつきましても、やはり特例債を使って、基金造成をする関係もありますので、当面としてはやはり毎年17億円くらいの起債でいくしかないかなと、しかし願わくばあと3年乃至4～5年後には、今、特例債を使って基金造成を15億円くらいしようと思っておりますから、その造成ができた後におきましては、毎年の起債についても14億円くらいに抑えられていくようにですね、そういうことを現在やっております。

確かにアドバルーンは上げましたけれども、その何が何でもやるというんじゃなくて、ちゃんと健全財政ということをおきながら、片方では財政再建をしながら、片方では投資的経費をうまくひねり出すためにやっている真っ最中でありますので、そういう構想が固まり次第ですね、議会にもご報告をさせていただきますのでご検討願って、ぜひご協力を願いたいというふうに思います。

議長 (増田宗利君) 高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

- 4 1 番 (高橋光夫君) 今ですね、町長から望郷ラインの話が出まして、望郷ラインの活用も考えなければいけないというように言われました。私もその点については同感であります。この望郷ラインの建設問題も、私は平成3年に初めて議会に登場したと思いますが、その

時点で望郷ラインの設計計画は決まっていたわけですね。住民の方から、「高橋さん、早く望郷ラインができるように尻を叩いてくれ。」ということを言われたんです。かなり住民の皆さんも熱い期待を込めて望郷ラインの建設の成り行きを見守っていたと思うんですよ。ところがですね、4～5年前にその方に会いましたら、「高橋さん、あの望郷ラインは公共事業の無駄遣いの典型だね。」というふうに言われたんで、正直言ってですね、余談になりますが、おやっと思ったんです。現実には、確かに望郷ラインは車の走行は極めて少ないという状況があると思います。せっかく造ったものが活用されないという非常に問題があるので、その点の活用は当然考えなければいけないと思います。私もこの都市基盤整備計画について、撤回しろとか、やり直しをしろとか、そういう立場でものを言っているのではありません。住民の切実な要求に基づいて、これまでの月夜野町も総合振興計画の中に織り込んできた計画でありますから、当然そういった住民の要望、希望は実現させなければならない、こういうことは当然あるわけでありまして、ただ、あまりにも財政投資が大きいものですから、財政再建の問題と絡めて、財政問題を心配したわけなんですよ。

ですから、無理に例えば、最初町長が話をされたように100億円じゃなくて100億円以上の規模になるということを言われましたが、無理に100億円以上の規模に形を合わせるのではなくてですね、スリム化していくことも必要ではないかという立場でこのことをお聞きしているわけでありまして。したがって、私と町長の基本的な見解がそれなりに違うところはあると思いますけれども、何が何でも反対という立場ではございませんし、住民の切実な要望を実現するためには、この計画も一定程度は前進をさせなければならないというものは持っているわけでありまして。その辺は誤解をされないようお願いしたいと思います。今の次元では、なかなか意見がかみ合わないわけですが、今後取り組みをする中で、住民との接触や調査いろいろな作業を経てですね、計画の形が具体的に出来上がっていくのだと思います。そういう形を作る段階でそれなりにですね、慎重な検討を加えながら、私は先程町長が財政再建は経常経費の切りつめ以外にないというようなことを言われましたけれども、経常経費の切りつめということはですね、住民サービスにも大きく影響する問題でありますので、その辺はあまり歓迎をしません。他の方法でぜひ考えていただきたいということでありまして、ぜひ慎重に十分な検討を加えながら、その他の方法も場合によっては選択するんだというぐらいの構えでやはり進んで行っていただきたいと思っております。確かに今、国の行政改革といいますか、交付税の削減や何かが進んでおりますので、借金、借金でどこの自治体も大変苦しい財政運営を強いられていると思っております。であるが故にどこの自治体でも合併特例債という有利な起債条件で借金ができる、そのことについてはノドから手が出るほど欲しいというのは分かります。分かりますけれども、ただ、この機を逃してはそういう機会がもう再び訪れないというようなことも言われましたが、焦らずにじっくり検討しながら、この問題は慎重に対応していただきたいということを要望して、最後にですね、町長のそれなりの見解をお尋ねして、私はこの質問を終わりたいと思っております。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 今年の冬、大雪に見舞われまして、やはり月夜野地区を思ったんですけれども、道路をはじめとしての環境整備というものをしっかりとっておかないと、やはりこれは住民生活、本当に大変だなと思われました。やはり、しっかりとした計画のもとにですね、要するに快適な住みやすいこの地域づくりをすると同時にこの地域を使って、土地を

使って、この地域が活性化するような地域にしたいし、さらには観光の町でありますから観光の拠点に相応しい月夜野地区をつくっていききたいと思うわけです。

先程、100億円の話があったわけですがけれども、総事業費の話なんですよね、当然補助金があり、起債があり等云々のことになります。したがって、合併特例債につきましては、国が50%の事業があるとすれば、例えば1億円にしましても残り5千万につきましては、農地の95%は合併特例債が使えるわけでありますから、250万あれば1億円のしごとができるわけですよ。言うなれば、2,500万円あれば10億円の仕事という具合にですね、要するに補助事業と特例債をうまくかみ合わせていくなれば、当座の一つの一般財源も少なくできますし、そしてまた、将来的には今ある起債にうまくこの特例債がすり替わっていけばですね、そのようにまた努力するんですけれども、すり替わっていけば、要するに70%の交付税参入があるわけでありますから、額そのものはあってもですね、町そのものの負担が楽になるわけです。したがって、そういうことも念頭におきながらですね、それぞれの事業を選択して今、町民が求めているもの、将来において今造っておかなかつたら大変になってしまう等々をうまく選択して事業は推進をしていきたいと思うわけです。いずれにしても、都市計画課が設置をお認めいただきました。都市計画を中心としてですね、しっかりとした構想をつくりまして、そしてそれを議会町民の皆さんにお示しをして、コンセンサスを経まして事業推進してまいりますので、ぜひご理解ご協力をお願い申し上げたいと思います。

議長(増田宗利君) 高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

41番(高橋光夫君) 最後の町長の答弁の中でご理解をして協力をとというようなお話がございましたが、まだ見解がまだ食い違う段階で「はい。」という返事は私ではできませんので、その辺は改めてお答え申し上げておきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長(増田宗利君) これにて、41番高橋光夫君の一般質問を終わります。

議長(増田宗利君) この際、休憩いたします。2時45分から再開いたします。

(14時30分休憩)

(14時45分再開)

議長(増田宗利君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(増田宗利君) 次に、24番石田武男君の質問を許可いたします。

(24番 石田武男君登壇)

24番(石田武男君) 通告に従いまして3点ほど一般質問を行います。

最初に、町長に伺います。みなかみ町には59の行政区があります。今後どのような形態に、また統合のお考えはありますか。もちろん行財政調査会の領域ではあると思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

議長(増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に行政区のあり方についてのご質問ではありますが、みなかみ町にある行政区は、59ありまして、それぞれ現在に至るまでの歴史や財産所有等もありまして、町当局

から早急にお願ひできない部分もあるわけで、統合関係についてはあるわけでありませう。

しかし、みなかみ町のまちづくりを進めるにあたりまして、住民と行政が役割を分担し合い、連携と協働によることが肝要であります。このようなことから各行政区の規模の大きさも必要と考えられますので、今後は、各行政区の皆さんに十分な協議をしていただき、検討していきたいというふうに思っております。現在のところ、このようにしようという方針等はまだ出ておりませう。

議 長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） はい。旧月夜野町では、体育大会に6つのブロックにおいて、競技をしてきました。これらも一つの目安になるのではないかと私は考えております。各区には長い伝統と歴史があつて一概には他人の考える領域の及ばないところもありますけれども、将来は必ず、やらなければならない問題と思っております。町長はいかがお考えですか。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） まさに石田議員の言われるとおりでと思ひます。それだけに軽々にこうしましようという結論はなかなか出せないと思ひます。したがひまして、各行政区の皆さんとも、まずは区長さんともよく協議をして、さらにはその結論によっては各行政区の間で話し合いをしていただき、そういう中にありまして、将来の姿を決めていけたらというふうに思ふ次第です。それぞれの行政区の数も違ひます。新治地区におきましても、20区ありますし、その大小、本当にいろいろとまちまちでありますので、この機会にある程度の行政区の規模にすることも大切であると思ひますが、行政区の歴史や財政内容等の関係から簡単にはいかないだらうと認識しております。いずれにいたしましても、やはり関係機関ともよく協議しながら、統合等につきまして、やるとするならば、円満にいけるように努力をしていきたいと思ひます。

議 長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） はい、了解いたしました。次に、教育長にお伺ひいたします。この前の12月定例会において、私は幼保一貫教育について町長にお伺ひしたところ、ある程度了解をいただきました。教育長はこの問題に対してどのようなお考えであるかお尋ねいたします。教育長、お願ひいたします。

議 長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） お答えいたします。町村合併をして、4月1日から新町みなかみ町の町内の保育園及び幼稚園に関する指導事務、管理事務の一切を教育委員会の事務局で行うことになりました。旧新治村では既に実施しておりましたが、他の2町は実施していなかったので最初はとまどいもあつたのですが、徐々にそのとまどいも取れて、なくなつて、大分落ち着いてまいりました。ご存知のとおり、保育園と幼稚園は、その設置の主旨が異なり、保育は子育て支援を幼稚園は幼児教育を目的として中央官庁も厚生労働省、文部科学省、別々に所管しております。この2月15日ですが、機会がありまして、文部科学省のある課長に面談することができ、中央省庁における幼保一元化における見解として、同一省庁で所管することにはならないのか尋ねましたところ、この当分の間、そういうことはないだらうという答えでした。新町みなかみ町においては、月夜野地区では公立幼稚園が2つ、

その分園が1つ、公設民営の保育園が1つ、水上地区には公立保育園が3つ、私立幼稚園が1つ、新治地区にはそれぞれ公立が1つずつという現状であり、その管理事務も容易でないものがありますが担当職員を中心に努力をしております。

ご質問の幼保一貫教育については、施設設備はともかく、公立、私立、公設民営といった現状にあるとともに、その指導を担当する職員の資格の問題等もあり、完全な一貫教育は今すぐには不可能ではないかと思えます。

いずれにいたしましても、保育する児童は、同じみなかみ町の子供たちなので、三つ子の魂百までという人間形成にとって重要な時期にある子供のことを考え、肝に銘じて鋭意努力したいと思っておりますので今後ともご指導ご支援をよろしくお願いいたします。以上であります。

議長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） はい。教育長のお考えはよく分かりました。この問題は10月からスタートするというので今国会で提出されるということでありまして、現時点ではまだ確定はしておりません。幼稚園と保育園の一元化に向けて、両方の機能を併せ持つ新施設認定、認定こども園を整備するため、法案を今国会に提出し、10月からスタートさせると報道にありました。法案の名称は就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法案、政府は10月の時点で全国で1,000施設の認定を見込んでいますとありました。法案では認定こども園、認定は都道府県の知事が行うとしております。新施設の形態としては、既存の幼稚園や保育園を新設と認定する、民間の不認可保育園も認定すると想定しているとありました。財政支援としては、施設整備費や運営費の助成額を拡充したり、保育者から徴収する施設利用料を独自に設定するなど特例措置を盛り込んでいくとあります。この問題はまだ、確定はしておりませんが、大いに研究する余地はあると思えますが教育長、いかがですか。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 意義のある情報だと思いますので、しっかり勉強していきたいと思えます。近くでは、吾妻郡の六合村が既に施設として始めているんですね。そういう例もありますから、その実施研究についてはこの5月にみなかみ町で関東甲信越1都10県ですけれども、町村教育長会の研修会がもたれる予定でそこで六合村の教育長から発表がされるようにお願いをしておりますけれども、そういうこともありましてよく勉強をしながら、先程も申し上げましたように、もともと同じ子供ですから、子供には変わらないわけですから、できるだけそういう一貫して幼児教育ができるような仕組みに世の中にしていくことがいいんだと思うんですね。頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

議長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） はい。前向きに検討していただきたいと思えます。

3点目、大峰山についてであります。大峰山には大沼と古沼があり、沼には浮島があります。非常に価値のある古沼は国内でも有数なモリアオガエルの繁殖地でもあります。この問題は、午前中馬場議員が質問し説明された部分なので省略いたします。大沼は、大峰山標高1,254mの山腹1,000m地点にあり、150m×300mの卵形をしております。その中にほぼ同じ形をした浮島があります。ミズゴケ、モウセンゴケ、ミツガシ

ワなどの湿原植物が生息しております。また、水面にはジュンサイとヒツジソウなど花が咲き自然観察の宝庫であります。浮島といっても浮いているのではなく、しっかりと地に着いております。湿原は植物の固まりが浮いているように見えるため、浮島と言われていますが、実際は枯れたミズゴケなどの泥炭層が積もった高層湿原、大沼湿原と言われますが？厚さは8.6mで1万年以上前からできはじめたと言われております。尾瀬の湿原でも4.5m、日本中部では最古と言われております。九州方面にはこういった所はございません。北海道には方々にあるそうですが、大沼よりももっと浅い歴史だそうです。ジュークジュークした湿原は、長い年月の間に枯れた植物が堆積してできます。これが泥炭層、気候が暖かいところでは、死んだ水生植物は分解され、黒っぽい土になります。標高が1,000m以上では寒冷のため分解腐食しないで残ります、それが浮島だそうです。大峰沼は現在、厳密に言いますと湿原から高層湿原に移行する段階で学術的には大切な時期であるそうです。

旧桃野村では、昭和27年、群馬大学名誉教授堀江先生の研究の結果、非常に貴重な存在であることを知り、保護に乗り出しました。また、同時期、石倉の小野勝さんが、新聞社の日帰りのハイキングコースの募集に応募され入選し一躍注目を浴びました。

月夜野と上牧の2つの登山道を整備し、来客に訪れる人たちに備えました。合併して月夜野町になっても保護整備は続けられ、現在に至っております。5月3日には歩け歩け大会が催され、小学生は上牧と月夜野両方面から登山いたします。山の安全を祈願し、式典を行ってまいりました。また、近年は森林浴がすすめられ、自然ゆたかな森の中を歩くとリラックスし、効果が本当に現れることは独立行政法人森林総合研究所や日本大学医科大学の研究チームが科学的にも裏付けしました。ストレスの解消、血圧の低下、細胞自体が多くなるとともに抗ガン作用がインプットされるタンパク質の増減もはっきり見られます。免疫力も5割アップすることが分かりました。全国でも数カ所が選定されておりますけれども、大峰山はそれとも引けを取らない、場所であると私は考えております。ぜひこれからも保存整備に力を入れていただきたいと思っております。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 大峰沼古沼についてのご質問でございます。モリアオガエルの関係につきましては、午前中、馬場議員のご質問にお答えいたしました次第でありますけれども、石田議員、今お話のとおり湿原があり、またモリアオガエルの繁殖地であるというこの大峰地域の自然というものは、本当に素晴らしいものがあるということをご認識をしたところでございます。そしてまた、ただ今、石田議員の方から湿原に対しての1万年余にわたる歴史等について、理化学的にご説明があったわけでございますが、私も新巻小学校時代だったと思っておりますが、このお話を伺い、そして、大峰沼に行って、その浮島の実態等について、いろいろと先生から教えていただいたことを今、思い出したところでございます。大変に素晴らしい自然の中に天然記念物として指定されているわけですから、大変に貴重なものであると認識しております。それだけにモリアオガエルも含めまして、湿原、さらには湿原にある植物等々についての保護対策等については今後関係皆さん方とご指導いただく中で、町としても取り組んでいけたらとこのように思っているところであります。

さらにこのモリアオガエルの関係等につきましては、現状におきましても、卵塊数が年々増えているということをごデータの見せていただきまして大変喜んでおります。しかし、湧水等によって、大変厳しい自然状況下におかれるわけでありまして。こういう中で生態と

して位置づけるのが良いのか、またはこういうときは人為的にある程度の手を差し伸べるのがいいのか、この辺はいろいろとあろうと思いますけれども、この地域におけます水の問題点等については過去にいろいろな話し合いをされた経緯があるようでございますので、関係されます地域の皆さん方と十分に話し合いをしながら、この湿原並びにモリアオガエル等についての保護に努めていきたいと考えております。

議 長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） はい、前向きな発言ありがとうございます。これから、特に取り組むことは、これから特に大事なことでありますけれども、これは島の水門が壊れたので、それを直したために、通水が良くなり、前よりも余計に水の枯れることが多い、これは自然の状況も異常気象などがつづいておりますので数年前ほとんど沼水がなくなり、浮島の半分くらいの生物が枯れました。これは非常に困ったことであり、また地元ではこれはずっと昔から水利権を持っているのでこれは当たり前のことであります。この問題はしっかり地元と話し合いを持ってぜひ貴重な宝物を守っていただきたいと思っております。以上で終わります。

議 長（増田宗利君） これにて、24番石田武男君の一般質問を終わります。

---

議 長（増田宗利君） 次に、42番大坪進君の質問を許可いたします。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） 通告順序に従いまして2点、少子化対策について、もう1点は障害者自立支援法実施に向けての独自支援対策についての質問をさせていただきます。

まず、少子化対策についてであります。

みなかみ町の少子化傾向は急速に進んでいます。出生数は毎年記録を更新し、昭和村などの近隣町村からみても子どもの生まれる数は激減し、これは町の衰退であり、みなかみ町の将来の危機的問題として対策を講じる必要に迫られているのではないのでしょうか。

都市と周辺部の格差が拡大するなかで、本町では子どもを生み育てることが大変な社会環境になっています。若い世代は、高い失業率と不安定雇用のもとにおかれ、家庭を犠牲にする長時間労働もますます酷くなっています。子どもを生んだら働き続けられない職場、保育所不足などの問題も解決するどころか、深刻さを増しています。

人口の急激な減少を食い止めるための施策として若者が定住できるまちづくりが求められています。雇用の確保、子どもを生み育てられる子育てに優しいまちづくり、共稼ぎが可能な保育施設の拡充、教育費負担の少ない教育支援対策の充実、ゆきとどいた教育環境の実現こそが少子化を食い止めるための重要な施策ではないのでしょうか。

そのための具体的施策として、①学童保育を希望するすべてを対象に施設を拡充し、「遊びと生活の場」に相応しい設置基準を明確にする。②身近な場所に子育て、育児相談、サークル活動など、多様な場をつくり、専門的な相談支援の場を拡充する。③乳幼児無料化制度を国の制度とするよう働きかけ、小児医療体制の整備を進めることが大事だと思っております。以上の点について、まず、町長のお考えをお伺いします。

議 長（増田宗利君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 教育長。

議 長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） お答えいたします。

少子化が急速に進行している日本の社会現象は極めて深刻なことは、今、大坪議員のおっしゃられるとおりであります。これはこと教育だけでなく、こと経済的な問題だけではないのではないかというふうに私は思っております。若者の考え方も我々もそうでしたが、我々の親の時代から見れば、随分変わってきておりますのでそういうものの考え方も大きく少子化には影響しているというふうに考えます。中には子供さんを持たない方もおられますけれども、そういうようなことを考えたときにいろいろなことが少子化の要因になっているということは先にお話できると思います。

学校統合との関係から、平成18年2月10日現在の就学前の子供の数を出生届等中心に推計しましたところ、新町みなかみ町の6歳児、すなわち今春、小学校に入学する総人数は月夜野地区103人、水上地区48人、新治地区58人、計209人。現在の1歳児、6年後小学校に入学する子供の数は、月夜野地区77人、水上地区38人、新治地区38人、計153人となっております。これは多少数の動きというのがありますが、その間で56人の減となって年平均約10人ぐらい減っていくのではないのでしょうか。その後また激変するときがあるわけですが、6年後はこのまま推移すれば、これは想像というのか、予測ですが、月夜野地区でも学校統合というようなことがおきるのではないかとというようなことも心配されるわけで、大坪議員の質問の主旨を十分認識して事に当たりたいというふうに思います。そこでみなかみ町教育委員会としては、町における子育て支援策をよく考えていきたいと思っております。

現状支援として、町内各幼稚園、保育園における子育ての充実を期し、若い夫婦の方々が安心して住み、安心して働けるまちづくりに努めたいとこれは誰しも思うことでもあります。

また、小学校の放課後、両親が勤めから帰宅するまでの間、子供たちを預かり、両親が心おきなく、働ける環境づくりに努めたいと思っております。既に月夜野わんぱくクラブ、水上児童館、新巻・須川両学童クラブ等で学校が終わった子供たちの世話をしています。このうち、月夜野わんぱくクラブについては新しく旧月夜野第一中学校跡地の一角に施設を建設中で4月1日には月夜野学童クラブと名称を改め40人収容の体制でオープンする運びになっています。町当局並びにこの建設を認めて下さった議会の皆様に心から感謝申し上げます。

以上申し上げましたように、子育て支援もかなり進展してまいりましたが、まだまだ充分とは言えないというところもあると思います。

町当局、議会、町民の皆様のご指導、ご支援によりさらなる充実を期したいと考えていますのでよろしくご指導願います。以上です。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） ただ今、教育長の方から、少子化の実態について、説明がありました。そういう中でさらにですね、今年生まれた子供さんの数等についてもおつなぎをしておきたいと思っております。

6歳児が209名、そして、1歳児が153名、ここで約50人の減でありますけれども、では0歳児は何名なんだろうというと、実は105名なんですね。要するに16年度と17年度、この比較をしますと50人も子供さんが減っているという一つの実態であります。

日本も2006年から人口が減少していくのだそうでありますけれども、やはりこの少子化の時代にあって、どのようなまちづくりをするか、どのような教育環境につくっていくか、こういうことについても真剣に考えなければならないというふうに思うわけです。そこで大坪議員が3点のことについて言われましたけど、最初は若者の定住化についての考え方と、次は何でしょうか、では若者の定住化についての私の考え方を述べたんでよろしいですか。このような一つの少子化の実態にあります。それだけにこの地に生まれ、この地に育った皆さん方が、一人でも多くこのみなかみ町に定住されることを願うわけでありまして、そのためには観光にあっても農業にあっても、また工業にあっても、やはりこの地域で就労できるそういう場をですね、確保することが大事だと思います。幸いにもこの利根沼田現在アグリトピア利根の想像ということで、農業の楽園をつくろうと現在取り組みが進んでおり観光農業の一体化、高原野菜、さらには堆肥、リサイクルして有機肥料の生産のこの3本柱で現在農業振興に取り組もうということで、各町村頑張っているわけでありまして。幸いにも第一番目の観光農業の関係については、この利根沼田地域は大変多くのお客さんが見えてくれておりまして、農業等の結びつきが大変に出ておりまして、喜んでおるところでございます。この地域においても、先程高橋議員のご質問にお答えいたしましたように、それぞれの地区に観光農業が振興発展されておりまして、これらが上手く進むことによりまして、若者の定住が図られるでありまして、これによって誘客が図られて観光が振興できれば、観光業の後継者もできて、そして、観光の振興にも力が入っていくのではないかと考えるわけです。また、やはりこの地域は確かに遊休の土地が大変あります。したがって、都市計画事業等によって上手く土地整理等行って、遊休農地等を上手く作り出して、そこに工業誘致、さらには住宅分譲等もしながら、雇用と定住化の問題にはらっていくことが大事であろうと思います。幸い、町村合併をし、そういう取り組みができる時代がこの町には10年間続くわけでありまして、この機を逃してはならないと思うわけです。その中で国や社会経済等の動向等もあります、高速交通網に則ったこのみなかみ町、大変素晴らしい立地条件にありますので、それを基に若者が定住できるように就労の場が確保できるようにこれから一層努力をしていきたいと思っています。以上です。

議長（増田宗利君） 大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） 町長の言われる若者の定住については、私も同感するものであります。

それから、幼稚園、保育園等の充実についてですが、今度の予算で他の議員からも質問がされておりますけれども、50%がカットされるということで、いろんな職場で混乱が起きていると聞きます。にいはる幼稚園の臨時職カットだとか、特に3歳児保育の場合、まだ、おむつが取れない子供もいるわけです、そうするとどうしても補助の教員が必要だという状況でそういうあれがありますけれども、今年度の予算ではそういった予算がカットされるということも聞いていますし、こういう状況では安心して子供を預けられないということになるんじゃないでしょうか。やはりちゃんと人間を配置させなければ、いい保育はできないと思います。いかがでしょうか。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 50%というのは補助金の問題ですね。これはまた、別のことですけど。そりゃ多ければ多いほどいいわけですね、子供の人数に対して面倒を見るものが多い方が

いいのは当たり前のことですが、今も町長からもお話がありましたようにかなり財政も厳しいということで、臨時の方たちの問題もあるわけですが、その辺は大坪議員のおっしゃることもよく分かりますが、勘案をして、できるだけそういう不都合のないように今後考えていかなければならないと思っております。大事な子供のことで、生命を預かるわけですから、その辺は充分に考慮して対処していきたいと思っております。

議 長 (増田宗利君) 大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

4 2 番 (大坪 進君) それともう1点、今後の統合に関わる問題であるわけですが、今新治地区においては今年度3億1千某かの予算が計上されて、統合が進むという方向も今あれですが、そういう中で須川小学校の廃校の跡にですね、幼保一貫の施設に跡地を使うという計画が進んでいるわけですが、やはりこういう状況、小学校と幼稚園ではですね、もう部屋も窓枠もすべて基準が違うと思うんですね。そういうところに子供を入れて私はいい保育ができるかどうか、極めて疑問に思っているんですが、こういう状況が続くとすれば、少子化に関係してくるんじゃないかと思うんですが、その辺どうなふうにお考えでしょうか。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 私は、そのことと少子化は全然違うと思います。

それから、先程石田議員の方からもご質問ありましたように、国においても特区制で幼保一体化ということを取り組んできたようですが、今年度からは幼保一体化という一つの施策を出すということを伺っております。幼児教育については幼稚園教育も保育園教育も、幼児教育という点でやはり同じだと思いますし、できるならば、同じ条件下で幼児教育ができる環境をつくっていくのが父兄にとっては一番ベストの方法なのではないかと理解をいたしております。

そして、また今年新治地区においては、小学校統合の建設が始まります。そして、18年、19年で21年度から統合になる予定であります。21年度から須川小学校を幼稚園と保育園の施設にしたいというふうに前々から申し立てておりました。これは合併特例債等を使いまして、この校舎をですね、幼稚園にそして、保育園に相応しいように改修をして、まさに幼保一体の施設として、他に誇れる素晴らしいものにしていきたいという意気込みで今日までできているわけでございます。そういうことでこれからも進んでいきますのでお願いをいたします。

議 長 (増田宗利君) 教育長。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長 (登坂義衛君) 私は、10月からのものですから、あまりこういうことを言ってしまうのは、控えているわけですが、旧新治村の木檜教育長は大変苦勞をされているのを知っておりますので、一緒に働いておりましたから、私が考えるのは、時が経つとですね、先見の明ありという結果ではないかと思うんですね、この統合問題は。それから、校舎が適さないということはないわけで、これは改善改良して臨むべきことだと今、町長も言われましたけど、そういうことだと思っております。以上です。

議 長 (増田宗利君) 大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

4 2 番 (大坪 進君) 見解が全然、かみ合わないんでこれ以上議論してもしょうがないと思うん

で、時間の関係もございますので、次の質問に入りたいと思います。

第2の質問は、4月1日、障害者自立支援法施行に向けての町独自支援対策について、伺いたいと思います。4月から障害者自立支援法が施行されます。本町でも準備が進められていますが、しかし、障害者や家族は、「これまでのサービスは受けられるのか」、「定率1割の利用料はととても払えない」など、大きな不安が広がっています。

2005年10月に特別国会において、与党の自民党、公明党が日本共産党などの反対を押し切って可決・成立させたものであります。身体・知的・精神の3障害に対する福祉サービス提供の一元化など関係者の声を反映した部分もあります。しかし、障害者福祉でも、自己責任と競争原理を徹底して、国の財政負担の削減など、多くの問題点が指摘されております。

とりわけ重要な問題点は、利用料は能力に応じて負担するという応能負担の原則をサービス量に応じて負担する応益負担への転換であります。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課するという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。障害が重いほど負担が重くなり、負担に耐えられないという事態が発生することは必至です。憲法25条が保障する生存権の侵害であり、障害者が人間らしく生きる権利を守るための自治体の支援は極めて重要と考えます。

そこで、国に対して、応益負担の撤回を求めると共に、国や県に負担減免策の拡充など要求し、自治体の独自支援策として、負担軽減策をはじめ、一步でも二歩でも可能な改善をはかるために全力をあげるべきであります。町長の見解を求めます。以上です。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 障害者自立支援法実施に向けての独自支援対策について、お答えいたします。4月1日から障害者自立支援法が施行されますが、現行の支援費制度は応能負担ということであります。この障害者自立支援法の制度は、応益負担というものの実際には、応益と応能をミックスした、受けたサービスの量と所得の両方を勘案してご負担をさせていただこうという制度であると考えております。原則1割負担ということになりますけれども、低所得者、生活保護、市町村民税非課税世帯などの方々については、きめ細かな限度額を設けるといった配慮がされる予定であります。

ご質問のとおり、障害のある方が、人間らしく生きる権利を守るための自治体の支援はきわめて重要であります。みなかみ町におきましては、障害者自立支援法に基づき、障害福祉計画を策定し、各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込みと方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定め、障害福祉の増進に努めてまいります。

利根沼田圏域におきましては、障害者自立支援法における市町村審査会の合同設置、相談支援事業の共同設置等を検討協議中でございます。この合同・共同設置等により、障害をお持ちの方々に行政として精一杯支援してまいりたいと考えております。

障害者自立支援法の実施にあたり、利根沼田で緊密な連携を取り合い、これからも利根沼田一体となって取り組んでいく決意でございます。障害者自立支援法は、平成18年4月から順次実施をされ、平成24年3月までの6年の間に、すべてのサービスが新しい体系へ移行していく予定であります。

平成18年4月から実施されますのは、①現行の精神通院医療・更生医療・育成医療が、自立支援医療制度へ移行してまいります。②障害福祉サービスは、原則1割負担になりま

す。平成18年10月から実施されますのは、①福祉サービスの体系が、障害福祉サービスと地域生活支援事業に変わります。②障害福祉サービスの市町村審査会設置等により、支給決定が、明確になります。平成18年10月以降5年半かけて実施されますのは、新たな施設・事業体系への移行です。24時間を通した施設での生活から、日中活動と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしへと施設の体系が再編されていきます。障害児施設・事、業体系の新体系への移行であります。障害者自立支援法は、平成18年4月から平成24年3月までの6年間で、順次実施されてまいります。

利根沼田圏域での緊密な連携、沼田保健福祉事務所等関係機関との検討・協議を進めながら、遺漏がないよう取り組んでまいります。みなかみ町におきまして、障害のある人もない人も、お互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会、いわゆるノーマライゼーションを目指して、障害者自立支援法の施行に当たり、万全を期して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、新規サービスといたしまして、通院等の移送サービスについて、4月1日から、みなかみ町独自に取り組む考えであり、4月1日から全町で有償運送をすることにしております。社会福祉協議会が中心となっていただくわけですが、1km当たり60円、迎車1回100円という運賃であり、輸送対象範囲としては、介護保険の要支援以上の人及び身体知的精神障害者等の皆さんとして、4月1日から行う予定になっております。以上です。

議 長（増田宗利君） 大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） 4月1日から、1割負担ということなのですが、問題は施設などに入った場合、食事と住宅費といいますか、光熱費だとか、そういうのが全額、障害者負担になるということで、結局重い人ほど負担が多くなり、わずかな障害者年金ではですね、施設を出なくてならないという状況も生まれてくる可能性が出てくると思うんです。そうした障害者が出て、家族で面倒見られればいいけど、面倒見られないというようなね、そういう事態もあると思うんです。そういう人たちをどう行政が支えるのかというのが、大きな問題になると思うんですけれども、この辺について見解をお聞かせ下さい。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） サービスにあたりましての食事と住宅費等の実費負担の関係についてのご質問であります。これは障害者年金等の関わりもありますので、担当課長から説明いたさせます。

議 長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） ご質問にお答えいたします。先程の医療費の関係と生涯福祉サービスの関係ですが、4月1日から制度改正によって変わりますのは、生涯福祉サービスと医療費の関係です。それについては、例えば施設でサービスを利用する場合の食費と高熱費、これは基本としては全額負担ですが、施設の入所者であります、例えば生活保護であるとか、今度規定されます低所得者、これらの人たちについては申請によって補足の給付をされますし、また負担軽減等がされる予定であります。また、医療費についても、入院をしている人の場合の食事代は現在日額780円が原則ですがこれについても低所得者の方については、減額をされる予定であります。

議長 (増田宗利君) 大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番 (大坪 進君) この辺について、制度はそうなってますけど、行政として独自の施策は何か考えているんですか。

議長 (増田宗利君) 保健福祉課長。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長 (原澤和己君) 先程、町長の答弁にありましたとおり、制度自体が認定調査、または申請受付等は平成18年10月までにしなければなりません。その他、例えば、新体系によります生涯福祉サービスの新設ですとか、事業の移行については段階的に行われます。平成24年4月までに、完全移行しなさいというのがこの制度の内容であります。この制度自体が早急な制度でありますので現在でも県を中心とした、この制度についての内容説明ですとか、それらを現在行っているところです。そういう段階でありますので、現在新町としては、例えば社協に委託をしております身体障害者のディサービスですとか、紙おむつの支給、本年4月から新しく心身障害児また障害者の方ですが、生活サポート事業等も4月1日から始める予定です。この心身障害者の生活サポート事業については現在保護者の負担軽減を図るために一時預かり、サービスステーション、これは県に登録ですが4月1日からは新町でも登録介護者、社会福祉士ですとか、保育士、生活指導員等、これらの方に登録していただいて、一時預かりをする予定です。ですから、この障害者制度はまだ、これから先の制度でありますので、焦ることなく今何が必要なのか、障害者にとって何が必要なのか、その辺を見極めながら、じっくり取り組んでいきたいと考えております。

議長 (増田宗利君) 大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番 (大坪 進君) はい、分かりました。どうもありがとうございました。質問を終わります。

議長 (増田宗利君) これにて、42番大坪進君の一般質問を終わります。

---

議長 (増田宗利君) 以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

## 休会宣告

議長 (増田宗利君) お諮りいたします。

明3月11日から3月19日までの9日間は、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、明3月11日から19日までの9日間は、休会することに決定いたしました。

---

## 散会

議長 (増田宗利君) 3月20日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

(15時41分 散会)